令和５年　第４回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開　会　　令和５年１２月２１日（木）

閉　会　　令和５年１２月２１日（木）

仁　木　町　議　会

令和５年第４回仁木町議会定例会議事日程

◆日　　時　　令和５年１２月２１日（木曜日）午前９時３０分　開会
◆場　　所　　仁木町役場　３階議場

◆議事日程

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	議会運営委員会委員長報告	
日程第３	会期の決定	
日程第４	諸般の報告	
日程第５	行政報告	
日程第６	報告第１号	令和４年度各会計決算特別委員会審査報告書
日程第７	報告第２号	陳情審査報告書（総務経済常任委員会委員長報告）
日程第８	一般質問	合葬墓についての意向調査を（佐藤秀教議員） 畑地化促進事業のその先は（野崎明廣議員） （仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する見解は（山内健生議員） 仁木町すこやか子育て支援センターの建設後について（前田春奈議員） 農業経営の安定化対策について（嶋田　茂議員） 給食費の無料化について（上村智恵子議員）
日程第９	議案第１号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第２号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第４号	仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第３号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第13	議案第５号	令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号）
日程第14	議案第６号	令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第15	議案第７号	令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第16	議案第８号	令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第17	議案第９号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第18	議案第10号	仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第19	議案第11号	仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
日程第20	諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第21	意見案第９号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書
日程第22	決議案第１号	パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議
日程第23	委員会の閉会中の継続審査	
日程第24	委員会の閉会中の所管事務調査	

令和５年第４回仁木町議会定例会会議録

開　会　　令和　５年１２月２１日（木）　　午前　９時３０分
閉　会　　令和　５年１２月２１日（木）　　午後　４時２４分

議　　　長　横関一雄　　　　副　議　長　嶋田　　茂

出席議員（９名）

１番	前田春奈	２番	山内健生	３番	木村章生
４番	佐藤秀教	５番	野崎明廣	６番	宮本幹夫
７番	上村智恵子	８番	嶋田　茂	９番	横関一雄

欠席議員（０名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	佐藤聖一郎	福祉課参事	浜野公子
副町長	林　幸治	産業課長	浜野　崇
教育長	岩井秋男	建設課長	渡辺　優
総務課長	鹿内力三	教育次長	菊地健文
総務課参事	奈良充雄	農業委員会会長	木田憲一
会計管理者	伊藤利文	農業委員会事務局長事務取扱	（林　幸治）
財政課長	和田秀文	選挙管理委員会委員長	芳岡　廣
企画課長	新見　信	選挙管理委員会書記長	（鹿内力三）
住民環境課長	伊藤浩美	代表監査委員	原田　修
福祉課長	河井　健		

議会事務局職員出席者

事務局長	可児卓倫
総務議事係長	佐藤祐亮

開　会　　午前９時３０分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、９名です。

定足数に達していますので、只今から、令和５年第４回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第１『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、１番・前田議員及び２番・山内議員を指名します。

日程第２　議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第２『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、12月13日、及び12月20日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告２件、議案11件、諮問１件、意見書１件、決議１件の計16件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が６名から６件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第５まではこれまでと同様に進めます。日程第６の決算特別委員会審査報告書については、委員長報告の後、質疑を一括して付議議案ごとに、討論・採決を行います。日程第７・陳情審査報告書については、総務経済常任委員会委員長の報告の後、即決審議でお願いいたします。日程第８の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員１件、野崎議員１件、山内議員１件、前田議員１件、嶋田議員１件、上村議員１件の順でございます。日程第９から第11の条例改正について３件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第12の条例改正については、即決審議でお願いします。日程第13から第16の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第17の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第18から第19の条例制定及び条例改正については２件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いします。日程第20の諮問については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いします。日程第21の意見書については、即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましてはお手元に配布のとおりでございます。日程第22の決議につきましては、即決審議でお願いいたします。日程第23・委員会の閉会中の継続審査、日程第24・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和５年第４回仁木町議会定例会招集日は、本日12月21日木曜日、

会期は開会が12月21日木曜日、閉会が12月22日金曜日の２日間といたします。

　最後に当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

　委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第３　会期の決定

○議長（横関一雄）日程第３『会期の決定』の件を議題とします。

　お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、12月21日から12月22日までの２日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、本定例会の会期は、本日12月21日から12月22日までの２日間とすることに決定しました。

日程第４　諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第４『諸般の報告』でございます。

　議長諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。

　なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

　これで、諸般の報告を終わります。

日程第５　行政報告

○議長（横関一雄）日程第５『行政報告』を行います。

　佐藤町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。令和５年第４回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

　本日は令和５年第４回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、原田代表監査委員、木田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員会委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

　さて、今年も残すところ僅かとなりましたけれども、毎年この時期になりますと、赤い羽根共同募金の一環として、12月１日から１か月間にわたり、歳末助け合い運動が全国各地で展開されております。ここ仁木町では10月１日の赤い羽根共同募金運動と併せて、歳末助け合い運動を行っております。私も仁木町共同募金会の会長を仰せつかっておりますが、町民皆さんの温かいお心遣いにより運動が維持されておりますことに感謝申し上げる次第であります。歳末助け合い運動の起源は明治39年に遡りますが、日露戦争時の貧困家庭の慰問に端を発し、その後、昭和初期には世界的不況により困窮する人々に対して歳末の餅

代を支給する運動に広がっていきました。この運動は戦時中に途絶えたものの、戦後再び戦災者、引揚げ者、傷痍軍人などの助けを必要とする多くの人を助けたいという歳末同情運動の動きが各地で起こり、その後民生委員児童委員協議会が主催する歳末助け合い運動へと発展してきました。現在では、歳末助け合い運動が昭和22年に始まった赤い羽根共同募金の一環として、社会福祉事業の推進のために活用させていただくよう、その内容は変容いたしました。歴史を紐解くと、歳末助け合い運動は、人々のお互いさま助け合いの温かい気持ちで成り立っている運動であり、民生委員児童委員や社会福祉協議会等が中心となり、市町村を単位に全国で行われる運動であります。新年を迎える年末の時期に誰もが孤立することなく、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図れるものとして、この運動を今後も絶やすことなく、引き続き町民の皆さまのご理解、ご支援により維持できるよう、私もさらなる周知を促してまいりたい、そのように思っているところでございます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案11件、諮問１件、計12件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和５年第４回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が、11月15日東京・渋谷のＮＨＫホールにおいて、全国926の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の岸田文雄内閣総理大臣、額賀福志郎衆議院議長、長浜博行参議院副議長、鈴木淳司総務大臣、河野太郎デジタル田園都市国家構想担当大臣、茂木敏充自由民主党幹事長、渡部孝樹全国町村議会議長会会長など、約1500名が出席して開催され、私も出席してまいりました。始めに、吉田隆行会長（広島県坂町長）が挨拶に立ち「我が国において少子化対策は喫緊に対応すべき最重要課題であり、国と地方が緊密に連携し、こども・子育て政策を抜本的に強化して、少子化傾向を反転させなければならない状況にあり、それぞれの町村では、地域の未来を担う子どもたちが希望に溢れ健やかに育つ環境づくりに懸命に取り組んでいる。本日は、こうした取組を積極的に推進できるよう、安定した地方財源と施策を担う人材の確保等について、国に格段の対応を求める特別決議等をお諮りする。地方税財政については、町村が地域の課題解決に向けて積極的に取り組むためには、安定的な地方税財政基盤の確保が重要であり、地方交付税を始めとする一般財源の総額が確実に確保されるよう、国に対し、引き続き強く求める。」と力強く訴えました。次に、岸田文雄内閣総理大臣から「先般、策定したデフレ完全脱却のための総合経済対策は、賃上げの原資となる企業の稼ぐ力を強化する供給力の強化を最も重要な柱とするとともに、国民の可処分所得を下支えする施策も盛り込み、所得税・住民税の定額減税や賃上げ促進税制の強化、人口減少・人手不足に対応するデジタル技術等を活用した各種の制度・規制改革など、予算措置のみならず、税制や規制・制度改革を総動員する内容となっている。対策に盛り込まれた各施策を一刻も早く国民の皆さまにお届けすることが何よりも重要であり、速やかな執行に全力を尽くすとともに、町村長の皆さまの協力が不可欠であるため、引き続き、皆さま方の御意見に耳を傾け連携し、政策を一つひとつ果断に、丁寧に進めてまいりたい。」と挨拶がありました。この後、出席した来賓からの挨拶と岡崎昌之法政大学名誉教授から町村へのメッセージをいただき、議長選出を経て、議事に入りました。議事では、大会運営委員会で決定した町村をめぐる諸問題の解決に向け、一．少子化対策を推進し、こども・子育て政策を強化すること。一．実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること。一．農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を図ること。一．東日本大震災、豪雨災害等から

の復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。一．東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進すること。一．デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生の更なる推進を図ること。一．町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。一．情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備を始めとするデジタル化施策を積極的に推進すること。一．地方分権改革を推進すること。一．地域からの脱炭素化を推進すること。一．田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。一．森林整備の促進と国産木材の需要拡大等を通じた林業の振興と山村の活性化を図ること。一．ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う、風評対策、水産業支援等の徹底を図るとともに水産業の振興、漁村の活性化に取り組むこと。一．森林環境譲与税の対象となる森林・森林面積割合を見直すこと。一．ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。一．参議院の合区を早急に解消すること。一．領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと、の17項目の決議案と「全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急議決」、「少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化に関する特別議決」、「農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立等に関する特別議決」及び「森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別議決」、さらには、令和６年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた、大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化、地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生とデジタル社会の更なる推進、町村自治の確立、地方税財政、地域のデジタル化の推進、脱炭素社会等の推進、地域医療・介護保険制度及び国民健康保険、少子化対策とこども・子育て政策の推進、孤独・孤立対策の推進、教育施策等の推進、農林水産業、参議院議員選挙における合区の早期解消、国土政策に関する13項目の重点要望と、大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靭化の強化を始めとする35項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、令和４年度決算における財務書類について申し上げます。「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」により作成が求められている財務書類につきまして、作成が完了し分析結果がまとまりましたので、報告いたします。財務書類のうち、貸借対照表では、これまでに176.2億円の資産を形成し、そのうち、過去の世代や国、道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が121億円（69％）、将来の世代が負担していくこととなる負債が55.2億円（31％）であることを示しております。なお、これらを住民１人当たり（令和４年度末現在3089人）に換算しますと資産が570万円、負債が178万円で、純資産が392万円となります。資産で大きな割合を占めるのが道路などのインフラ資産で、資産全体の49％を占め、庁舎、町営住宅などの事業用資産は31％となっております。その他につきましては、基金、積立金が主なものとなっております。一方、負債では、地方債が総負債の87％を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりでありますが、詳細につきましては、「地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類」を別途お手元に配付しておりますので、後ほどご高覧願います。なお、来年１月までに町ホームページ上で公表し、要約版を２月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、ふれあい遊トピア公園のネーミングライツ事業について申し上げます。ネーミングライツ事業とは、施設やイベントに対する命名権を付与する事業で、北海道立真駒内公園屋外競技場、札幌市中央体育館などを始め、現在、多くの自治体で取り組まれている事業であります。命名権を得た企業は、契約料を支払うことで会社名やキャッチフレーズを施設名とすることが可能となり、大会等での宣伝効果や、地域貢献を行っている企業としてのイメージも向上するといったメリットがあります。一方、施設を所有する

自治体では、命名権料を施設の維持管理費に充当することで、経費の負担が軽減されることになり、また、施設の知名度向上につながることが期待できます。この度、ふれあい遊トピア公園のネーミングライツ事業について募集を実施したところ、指定管理者である株式会社コンサドーレから応募があり、年間55万円（税込）で、令和５年10月１日から令和10年３月31日までの４年６か月間、合計247万5000円の契約を締結し、ふれあい遊トピア公園は、「コンサドーレにきパーク」という愛称が付けられました。これからも、施設の適正な維持管理に努め、町民や施設を利用する方に親しまれる公園を目指してまいります。

次に、普通河川マカナイ川護岸工事及び普通河川砥の川護岸補修工事について申し上げます。普通河川マカナイ川護岸工事につきましては、護岸が設置されていない河岸の浸食を防止する３か年事業の１年目、延長約120ｍの護岸工事（Ｃランク）で、河川の非出水期となる令和５年９月28日から令和６年３月21日を工事期間として、９月21日に入札執行を予定しておりましたが、入札執行日前までに指名業者５者から、技術者の配置及びコンクリート積みブロック施工業者の人員不足等の理由により、入札辞退届の提出がされたため、入札執行を中止しております。そのため、入札執行を中止した段階において、工事内容等から、本年度中の残期間内での工事着工が可能であると判断し、10月10日に仁木町建設工事入札参加者選考委員会を開催し、Ｂランク業者１者、Ａランク業者４者の計５者を選考し、令和５年11月６日から令和６年３月21日を工事期間として、10月30日に再度入札執行を予定しておりましたが、こちらも入札執行日前に指名業者５者から、前回と同様な理由により入札を辞退され、10月26日に入札執行を中止しております。また、普通河川砥の川護岸補修工事につきましても、河岸の積みブロック護岸の３か所の部分補修（合計延長47ｍ）の工事（Ｃランク）を行うため、令和５年11月６日から令和６年３月21日を工事期間として、10月30日に入札執行を予定しておりましたが、こちらも入札執行日前に指名業者５者から、技術者の配置及びコンクリート積みブロック施工業者の人員不足等の理由により、入札辞退届の提出がされたため、10月26日に入札執行を中止しており、本年度中での残期間内では工事着工が難しいことから、再入札の執行は行っておりません。このことから、普通河川マカナイ川護岸工事及び普通河川砥の川護岸補修工事につきましては、現場の状況を確認した結果、令和４年度調査時から河岸等の浸食が進んでいないこと、昨今の技術者不足等の状況を考慮し、次年度以降の発注に向けて、現在、施工内容等の見直しを行っているところであります。つきましては、本工事に係る工事請負費及び緊急自然災害防止対策事業（河川改修）の地方債について、今定例会において減額補正を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仁木町建設工事入札参加資格者指名停止について申し上げます。令和５年11月18日に北悠建設株式会社の代表役員が余市町職員への贈賄容疑で逮捕されたことに伴い、北海道開発局が11月30日、北海道が11月29日付けで指名停止措置としたことから、本町においても、12月５日に仁木町建設工事等入札参加者指名停止審査委員会（委員長・林副町長）を開催させ、今後の対応について審査するよう指示いたしました。審査の結果、指名停止基準の該当事項としては、仁木町建設工事等入札参加資格者指名停止事務処理要領、別表第１（建設工事請負契約に係る指名停止基準）第10項（道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。）に該当し、指名停止は止むを得ないとの状況から、委員会で北海道の例などを参考に検討し、指名停止期間は６か月間とすることが妥当であるとの報告がありました。このことから、委員会の報告を受けこれを承認し、同業者に対し指名停止期間を令和５年12月５日から令和６年６月４日までの６か月間とすることで令和５年12月５日付けをもって通知したところであります。

行政報告は以上でありますが、先ほども申し上げましたとおり、別途お手元には、地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類のほか、令和５年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。行政報告は以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和５年第４回仁木町議会定例会の開催にあたり、教育行政報告について申し上げます。

はじめに、令和５年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への報告と公表が規定されております。令和４年度に教育委員会が実施した事務・事業について教育委員会事務局により一次評価を実施し、その後、仁木町教育委員会教育委員による総合的な観点からの二次評価を実施したあと、学識経験者の３名の方々から知見に基づく意見及び助言をいただき、報告書を作成いたしました。評価結果につきましては、それぞれの取組の強弱はあるものの、概ね良好と判断しております。概略は以上のとおりでありますが、詳細につきましては、「令和５年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を別途お手元に配付しておりますので、後ほどご高覧願います。

次に、シャインマスカットの寄贈について申し上げます。この度、学校給食用として、是非子どもたちに食べてほしいとの思いからＪＡ新おたる仁木ハウスぶどう生産組合シャインマスカット部会より本町産シャインマスカット「La・La・shine（ラ・ラ・シャイン）」（約20㌕）を寄贈いただきました。寄贈いただいたシャインマスカット「ラ・ラ・シャイン」は、11月２日に学校給食で提供されており、児童・生徒からは「とてもおいしい」と感想が述べられていました。心温まる善意に、保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであり、これを機に子どもたちが地域の産業を学び、生産者に感謝する心を育むことを期待しているところであります。以上で、令和５年第４回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第６　報告第１号

令和４年度各会計決算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第６、報告第１号『令和４年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○決算特別委員会委員長（上村智恵子）令和４年度各会計決算特別委員会審査報告書についてご説明申し上げます。

別冊議案書の１ページでございます。

報告第１号、令和４年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託された次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。令和５年12月21日、令和４年度各会計決算特別委員会委員長　上村智恵子。

記といたしまして、令和５年９月22日付託。付託事件につきましては、令和５年第３回仁木町議会定例会で付託されました、議案第１号から議案第４号までの令和４年度一般会計及び３特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

２ページをお開き願います。10月24日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果、令和４年度一般会計及び３特別会計は、すべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

３ページからは、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は、先に説明したとおり、令和４年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の３特別会計、合わせて４会計の決算認定で、これら４会計の歳入歳出決算認定に関する審査でございます。委員会の開催年月日は、令和５年９月22日、10月３日、10月４日の３日間でございます。委員会出席者、欠席委員、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、令和５年第３回定例会において、議長を除く議員８名により構成する令和４年度各会計決算特別委員会が設置され、令和４年度一般会計をはじめ、特別会計３会計の決算認定についての審査付託によりその審査を行ったものであります。

審査に当たりましては、４ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全員が共通認識の基、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々を基に、町長をはじめ、副町長、教育長他、各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、人事評価制度運用支援業務委託の必要性と効果、地域力創造アドバイザー制度導入の経過、仁木町地域公共交通事業の一者随意契約の根拠、定住促進住宅補助事業の利用状況、仁木町再生可能エネルギービジョンの策定業務委託の業者選定経過と業務内容、有害鳥獣駆除の出動実績と町の対応、ワインツーリズム循環バスの利用状況、町営住宅空き家の除雪管理状況などについての質疑・確認があり、歳入では財政力指数を上げる方策、本町から他自治体へのふるさと納税寄附の状況などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。国民健康保険事業特別会計では、一般会計繰入金の減額要因、未就学児均等割の人数などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。簡易水道事業特別会計では質疑及び討論はありませんでした。後期高齢者医療特別会計では、特別徴収保険料と普通徴収保険料の違いなどについて、質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、決定事項事項でございますが、記載のとおり、令和４年度の一般会計及び特別会計３会計につきましては、いずれも賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。以上、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

付託議案第１号

令和４年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）それでは、付託議案第１号『令和４年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、付託議案第１号『令和４年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

　この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

　お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、付託議案第１号『令和４年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第２号

令和４年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）次に、付託議案第２号『令和４年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、付託議案第２号『令和４年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

　この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

　お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、付託議案第２号『令和４年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第３号

令和４年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第３号『令和４年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、付託議案第３号『令和４年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』

を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第３号『令和４年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

付託議案第４号

令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）続いて、付託議案第４号『令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第４号『令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第４号『令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第７　報告第２号

陳情審査報告書

○議長（横関一雄）日程第７、報告第２号『陳情審査報告書』を議題とします。

本件について、総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○総務経済常任委員長（野崎明廣）陳情審査報告書についてご説明いたします。

別冊議案書の７ページです。報告第２号、陳情審査報告書。本委員会に付託された次の陳情の審査結果を別紙のとおり報告する。令和５年12月21日仁木町議会総務経済常任委員会委員長　野崎明廣。記、陳情第２号「(仮称）古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に反対する陳情」です。

８ページです。12月19日付け議長宛ての陳情審査報告書です。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第94条の規定に基づき、同規則第93条第１項の準用により報告します。記、受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見につきましては、記載のとおりであります。

９ページです。陳情審査報告書です。付託案件は、陳情第２号「(仮称）古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に反対する陳情」で、陳情者は、仁木町の風力発電を考える会代表　穂積豊仁氏です。なお、この

陳情は、令和５年第３回仁木町議会定例会、令和５年９月22日に付託されています。付託案件の内容につきましては、事業主・関西電力株式会社による「(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」計画に全面反対し、白紙撤回を求め提出された当該事業に反対する陳情の審査です。委員会開催年月日につきましては、令和５年10月31日及び12月15日の計２日間です。委員会出席者、説明員、参考人、事務局出席者につきましては、記載のとおりです。審査の経過につきましては、陳情審査に当たり、町長に対し、環境影響評価方法書の進捗状況についての資料提出と説明を求め、参考人からは、陳情の趣意を伺うなど、延べ２回の委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。審査では、町からは環境アセスメントの流れ、環境影響評価の手続の流れ、計画段階環境配慮書の経過、環境影響評価方法書の経過及び今後の予定等々の説明がありました。参考人からは、(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業から、(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業に計画が変わり、事業エリアが古平町及び余市町に限定されたが、仁木町の南部エリアについては、引き続き事業の可能性を検討していること、余市町の風車建設予定地から仁木町まで10㎞しか離れていないことから審議を継続していただきたいこと、陳情書に記載の反対理由について等の発言がありました。町側への質疑では、銀山地区を含む南部エリアでの事業の可能性については町として真摯に対応に努め、住民から頂いた声を加味して、総体的に判断していくこと、隣町で自然環境に関わる開発があったときに、仁木町として反対表明等をして働きかけることができるかについては、これまでのケースでも意見を言える場面はなく、効力もおそらくなく、主張できたとしても何かが変わるかという部分では答えがないものと判断する等々の発言がありました。参考人への質疑では、事業エリアから仁木町が外れたことに対しては成果が表れたと思っているが北後志地域全体として考え、完全に撤廃していただくことが１番の成果であることなど、委員の意見としては、科学的知見がないものを議会として、議論や審査はできない。仁木町のエリアだけを考えて審査すれば良いのでは等々の意見がありました。

討論においては、「環境影響評価方法書の段階で、仁木町がエリアから外れたことから陳情に関しては反対する。(仮称) 古平・余市ウィンドファーム事業と名称変更され、当該事業計画から仁木町エリアが除外されたことに伴い、陳情趣旨に沿って審査し得ない事案であり、不採択とせざるを得ないと考える。元々の事業内容から仁木町が除外されたことから委員会で審議するのは難しいと考えるので、陳情には反対する。」等の反対討論がありましたが、賛成討論はありませんでした。

最後に、決定事項でございますが、記載のとおり審査の結果、賛成者なし・起立者なしのため「不採択とすべきもの」と決定しました。以上で陳情審査報告書の説明を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

それでは、陳情第２号『(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に反対する陳情』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、陳情第２号『(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に反対する陳情』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第２号『(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に反対する陳情』を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔 場内、起立者なし 〕

〇議長（横関一雄）「起立なし」です。

したがって、陳情第２号『(仮称) 古平・仁木・余市ウィンドファーム事業に反対する陳情』は、不採択とすることに決定しました。

日程第８　一般質問

〇議長（横関一雄）日程第８『一般質問』を行います。６名の方から６件の質問があります。

最初に『合葬墓についての意向調査を』以上１件について、佐藤議員の発言を許します。４番・佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）それでは、通告に従い「合葬墓についての意向調査を」について、質問させていただきます。

合葬墓とは、複数の遺骨を同じ場所に埋葬する形式のお墓です。近年、この「合葬墓」と呼ばれる形式のお墓を検討される方が増加傾向にあります。その背景には、少子高齢化や高齢者の一人暮らしが増加しているなど、社会構造の変化が影響していると考えられています。このような状況は本町においても例外ではなく、子ども世代に承継できないまま高齢化して、「自分が亡くなった後の墓地維持に対する不安」、「子どもに墓地の維持を負担させたくない」との思いから、「墓じまい」も含めて、悩んでいる方が町民の中にいます。今後、さらに少子高齢化が進むことで、合葬墓の需要拡大が予想されます。合葬墓は、墓地管理者別に「寺院墓地」、「民営墓地」、「公営墓地」に建てられていますが、最近では全国の自治体で合葬墓を整備する動きが広がっています。また、近年、管理する親族がいない無縁墓が増えており、これが原因で墓地の環境悪化を招いています。これも少子化に加え、変わらぬ都市部への人口集中、お墓の継承を義務とは考えない家族感の変化などが背景にあるとみられており、墓地埋葬法施行規則では、無縁墓を整理するためには、官報や墓地の立て札であらかじめ周知する必要があります。その上で、１年以内に親族からの連絡がなければ、市町村長の許可で墓石を撤去することができます。そして、遺骨は合葬墓などに納めることもできます。以上の理由から、「合葬墓」の要望等、町民アンケートを実施し、町民ニーズを把握する必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

〇議長（横関一雄）佐藤町長。

〇町長（佐藤聖一郎）佐藤議員からの、合葬墓についての意向調査を、の質問にお答えいたします。

「「合葬墓」の要望等、町民アンケートを実施し、町民ニーズを把握する必要があると考えますが、町長の見解を伺います。」についてでありますが、人口減少の進展や人口構造の変化、また、単独世帯や生涯未婚者の増加等による家族形態が変化する中、町民の様々な生き方や考え方が受容される時代が到来しております。自分の老後や終末期、さらには死の迎え方に対する意識が多様化するにしたがって、それに伴う不安も大きくなっており、墓地の問題を含む「終活」への関心は高くなっているものと認識しております。一方、「跡継ぎ」や「家族」が担うことを前提とする現在の墓地秩序は、人口構造や家族形態の変化の中で

それを維持することが困難になっており、「自分の墓が無縁になるのではないか」、「墓の管理で残った家族に迷惑をかけたくない」などの不安や、生き方が多様化し、自分らしい死の迎え方を望む人も増え、自然葬等の新たな葬送への関心を持つ町民も多くなっているものと考えております。さらには、「自分の生きてきた証を残したい」、「自分が愛し誇りを持つ地で眠りたい」などの郷土への愛着や思いから、本来墓が持つメモリアル的な意義を求める声を耳にします。このように、本来元気で楽しく人生の後半を過ごすべき高齢期に、自分の死後のことに不安を抱えている状況は看過できない問題であると考えております。

このことから、町といたしましては、第６期仁木町総合計画において令和12年度までに合葬墓を設置することを目標指標に設定しております。その上で、今後、必然的な形で生まれてきたともいえる無縁墓地、生き方の多様化による多様な葬送への対応など、墓地に関する町民の不安やニーズを的確に把握することが極めて重要であるものと考え、議員仰せのとおり次年度において、合葬墓に対する町民アンケートを実施することとしております。併せて、公営・民営を含め、現行設置されている合葬墓の運営等の調査も実施し、本町に適した合葬墓の設置に向けた調査研究に着手したいと考えております。以上でございます。

〇議長（横関一雄）佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）それでは、再質問させていただきます。

只今、町長の方から、来年度、合葬墓に対する町民アンケートを実施するという前向きなご答弁を頂いたところであります。これまで町民の方から、合葬墓等のお墓に関する問い合わせ、あるいは相談を受けた経緯があるのか、あればどのような内容だったのか伺いたいと思います。

〇議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

〇住民環境課長（伊藤浩美）住民さんから、実際合葬墓がないのかとか、あとは継承する方がいないということで、今現在うちの町はですね、継承等の手続が少し一時期中断されていた時期がございまして、積極的にそういったものを推進して、働きかけをしている状態でございます。その際に「もう直系の者はいないんです」とかというような相談だとかも受けているような現状でございます。以上です。

〇議長（横関一雄）佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）やはり今の住民環境課長のご答弁のようにですね、やはりそれぞれ時代を反映している問い合わせかなと思います。

このアンケートの実施について伺いたいと思いますけれども、そのアンケートの対象者、あるいはその調査期間について、その内容について、調査方法の内容について、検討されていればお尋ねしたいと思います。

〇議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

〇住民環境課長（伊藤浩美）まだ、期間等の細かいものは詰めてございません。

全町民対象にしてしまいますと、以前にアンケートを取ったときに、同じ家に何通も来ているとかというようなクレームも来たこともございますので、抽出もしくは全世帯対象というような形では考えてございます。ただ、詳細についてはこれから詰めていくことになります。以上です。

〇議長（横関一雄）佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）分かりました。

しっかりその辺は調査方法など、他の町村でもやられているところがありますので、それらを十分参考にしながら、調査方法について検討してほしいと思います。

それで、この公営の合葬墓について管内の状況、整備状況については調査されていますでしょうか。

〇議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

〇住民環境課長（伊藤浩美）後志管内におきましては、小樽市と倶知安町で合葬墓を設置している状態にございます。他の町村は設置されてございません。以上です。

〇議長（横関一雄）佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）私も調べましたらその２市町村ですね。それで、まだまだこれから合葬墓の検討をされている市町村もあろうかと思いますけれども、本町が今後合葬墓について整備計画をする上でですね、調査研究の対象とする市町村、自治体があるのかですね、あるとすればその理由について伺いたいと思います。

〇議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

〇住民環境課長（伊藤浩美）北海道自治研究というものの2019年８月号で、高野　譲様という方が、「北海道内公営合葬墓の現状と課題」ということで、かなり詳しく調べたものが載ってございます。そちらを参考にいたしまして、管内の部分でありますとか、あとは民営についても、やはり永代供養であったりとか、いろんな方法がございます。納骨の方法についても粉砕して納骨する町村もございますし、そういったいろんなものを幅広く調査をした上で、どれがより仁木町に合うのかということを調査したいと考えております。以上です。

〇議長（横関一雄）佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）これからアンケートを実施して、そして調査研究ということになると思いますので、その辺はしっかり計画を構築してほしいと思います。

それで、これも少し早い話なんですけれども、今の段階で合葬墓の設置場所、あるいはこれも早いですけれども、収納可能数の検討もこの間されてきたのか、少し伺いたいと思います。

〇議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

〇住民環境課長（伊藤浩美）設置場所と収納可能数について検討は実際しております。しているんですけれども、今回、アンケート調査等をした上で、その場所で例えば収納数がその場所で合うかどうかとかも再度検討することになるかと思います。以上です。

〇議長（横関一雄）佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）そうですね、少し早い質問でした。

それで今後、合葬墓の設置計画は第６期仁木町総合計画において令和12年度までに設置することを目標値に設定しているということで、アンケートの結果次第では早い段階で設置することもお考えなのでしょうか。これは町長の方が良いのかな。今この段階で検討されているのであれば、ちょっと町長の方からお答え願いたいと思います。

〇議長（横関一雄）佐藤町長。

〇町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

総合計画では令和12年度ということで明記していますけれども、「それより早い段階で設置することも想定しているのか」という部分で質問されたと思いますけれども、町としては、今いろいろ調査研究し、ある程度他市町村の状況も見ながら、それがある程度町として適正な部分で実行できるような段階であればですが、早く設置することも可能でありますし、遅くとも明記した令和12年度までには整備したいという

ふうに町としては考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）今後ますます、先ほども言いましたけれども、需要が高まってくるのではないかと思っております。それで早い段階で設置していただければ、町民の方々も安心して老後と言いますか、過ごせるのかなということで、ぜひその辺は前向きに検討してほしいと思います。

　次に、無縁墓の関係について伺いたいと思いますけれども、無縁墓については、全国の公営墓地の約６割に引継ぐ人がいなくなって放置された無縁墓があるということで、総務省の方で調査しております。先の決算特別委員会の中で、私はうちの町の無縁墓の存在について確認させていただきましたけれども、本町においても無縁墓があるというご説明でありました。私は、この要因としてですね、墓地の使用権の継承手続、次に管理をする人の継承手続が適切に処理されないままですね、現在に至っているのではないか。そのようなことも考えられると思いますけれども、継承手続は今現在どのような状況でしょうか、ご説明願います。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）議員ご指摘のとおり、継承手続の関係が更新されていなかった時期がございまして、今現在、積極的に解消するべく、納骨の際にお話を説明させていただくとか、そういった後、墓地の方に行って、石碑だとかを読みまして、そこから探していくとか、そういうのをここ数年積極的に行っております。ただちょっと他の仕事とかの絡みもありますし、できる時期的なものも限られておりますので、そういったものがなかなか、少しゆっくりなスピードではありますけれども確実に解消していけるように努力はしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）仁木町には５か所墓地がありますね。それぞれの管理戸数とかはわかるんでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）概数ではございますけれども、仁木墓地で733基、銀山墓地が七、八十基ですね、然別が59基、大江で76基、砥の川が27基ということで、ただこれは概数でございまして、ちょっとなかなか仁木墓地以外はあまり移動がないような状態にはなってございますけれども、概数ではそのように押さえてございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）ざっとこれ暗算できないので、ちょっと数字は押さえれませんけれども、全体でかなりの数があると思います。今、担当は課長を含めて２人ですか、やられているのは。大変な作業かと思います。継承のことなんですけれども、例えば道路敷地、あるいは河川用地の貸付け、これについては一定期間で更新してですね、契約というか貸付けの更新をしているんですね。そういうことをすれば、元々の使用権者が仮に亡くなったとか、そういうことであれば、その更新時に分かるんですね。その時に、もしそういうことがあれば、そこで、地位承継という形の中で、継承していくんですけれども、そういうような形が、今この墓地の使用権についてはされていないと思うんですね。おそらく本人が言ってこない限りは町もなかなかこれは把握できない、押さえられないと思うんですね。今後やはり、町有地なんかもそうですけれども、そういう一定の期間で使用権を更新するような、そういうシステムも必要ではないかと思います。それについてはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林　幸治）私の方からお答えさせていただきますけれども、今、佐藤議員からご指摘のとおりですね、全国的にこの無縁墓の発生に伴いまして、やはりもし無縁墓が発生すると、官報の掲載とか立て札の設置などで非常に時間と労力を要する形で解消しなければならないところでございます。そういった中で、例えば今大きな町においてはですね、一定の期間設定した中でですね、更新等の手続を行っているという仕組みが一般的に導入されてきております。うちの町についてはですね、古い墓地であるということもあってですね、その辺は未整備となっておりますけれども、当然今後、同じことが想定されると思いますので、その辺についても導入について前向きに検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）ぜひそういうシステムを導入されると、無縁墓のそういう部分での解消がある程度されるのかな、整理されるのかなと思います。

先ほども、墓地の管理台帳の部分、少し無縁墓の関係で触れていましたけれども、先ほども言いましたように、墓地は町内に５か所整備されております。墓地を管理する上で、当然台帳を整備されていると思うんですが、台帳の管理状況、整備状況等ですね、それに付帯して当然区画割りをした図面、これなんかも当然必要になってくると思うんですね。その辺の整理はどんな状況なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）区画割につきまして、仁木墓地については比較的区画というのがきちんとされている状態にありますけれども、その他の墓地につきましては、ある程度町の方の条例で面積とかは決めてはいるんですけれども、仁木町の新区画のような、きちんと並んでいるというようなのは難しいような状況になっておりまして、仁木墓地以外の区画については少し厳しいような状態になっております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）いま聞いたのは、台帳の整理をされているのか、整備状況と、図面があるのか。それをちょっとお聞きしたんですよね。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）失礼いたしました。

図面はございます。各墓地、図面はございます。

仁木墓地につきましては、先ほどもお話いたしました石碑だとかを見ながら台帳がちょっときちんと更新されてない、作成されてないというのがございまして、お墓の位置を図面に落とした上で、墓碑だとかを読んで名前を埋めていくというような作業を現在している状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それであればなおのこと、図面があるのであれば、今後やはりそういう、先ほど言った貸付けのシステム、何か使用権のシステムなんかも、当然、うまくやっていけるのかなというふうに感じています。

総合計画で平成30年度に「用地拡張により、当面必要となる面積の確保ができている」と、こういうふうに記載されていますけれども、この用地を拡張した経緯、理由が分かれば教えてほしいのですが。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）公式な文書では見つけられてはいないんですけれども、仁木墓地を一旦木だとかを伐採したりして整理した際に、以前、その馬の墓地だったところだとか、その辺り周辺をきちんと整理して区画割りをしまして、新規な墓地として広げているというような経過は聞いてございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）手狭になったから、拡張をしたということではないんでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）そのとおりでございます。

手狭になりましたので、そのような形で拡張しております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）毎年、どの程度新規に墓地の使用申請が上がっているのか、先ほど図面があるということなので、使用申請が上がったとして、許可する段階で申請者と現場の方も行かれて、それで現場を確認して、その上で許可を出すということになるんでしょうか。あるいは出してから行くということになるんでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）まずは図面で見ていただきまして、ここところというような形で、まず使われる方に見ていただきまして、役場職員も立会の上、場所をご案内して決めていただくというような形になっております。

件数につきましては、ここ数年なかったんですけれども、本年度は３件ほど、その前は３年ほどゼロ件で、ちょっと私が拾っているのは過去３年と今年度なんですけれども、過去３年度は１件もなかったんですけれども、今年度は３件、新規で出ている状態でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）分かりました。

うちの町では町外に住所を有する方にも、使用権の許可をされておりますけれども、それはどういうケースでしょうか。

○議長（横関一雄）伊藤住民環境課長。

○住民環境課長（伊藤浩美）過去に仁木町に住んでいたことがあるとか、そういう由来のある者に限定して認めている状態でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）では、全く仁木町に縁のない方には許可されていないということで解してよろしいかと思いますが、この合葬墓についてもですね、町外の方に使用許可を認めている自治体もあるんですが、これも少し早い話なんですけれども、墓地はそういうことで一定の条件を付しながら決めている、許可しているということで、合葬墓についても、おそらく仁木町から町外に出て行かれて、またこちらに帰ってきたいとか、いろんな状況があると思うんです。それ前提で、そういうことであれば良いんですけれども、たまたまそういう方が町外にいて、それでこの部分、例えば自分の親が仁木町出身だと、やはり仁木町で最後、そういうことで供養したいんだという形であれば、例えば両親とも全て町外に行かれた方でも合葬

墓に許可しているということで、そういう自治体もありますので。町は今どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後の仁木町の合葬墓の在り方についてはですね、今、佐藤議員仰っていたことも含めて他町村で行われている部分を参考にしながら、どういったニーズがあるのかということも含めてですね、これから検討してまいりたいというふうに思っています。

これは少し余談になりますけれども、数年前、私自身が町内で発見されたご遺体で、身寄りがないご遺体に対して、私は自治体の長として、身寄り者となって火葬場に付き添って供養した経緯がありますけれども、そういった無縁仏もですね、今実際のところ火葬場に安置しているような状況であって、なかなか供養できない状況であります。そういった扱いを今後どうするのかということもありますので、町外者又はそういった臨機応変に町としてどういった形で合葬墓を置けることができるのかということをですね、これから調査研究してまいりたいと思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）分かりました。ぜひそれを前向きに検討してほしいと思います。

これで最後ですけれども、質問が重複するかと思いますけれども、これは町長に伺いたいと思います。

本町の人口は17年後の令和22年には2347人に減少するという推計がされております。それで、先ほども言いましたようにですね、少子高齢化で社会構造の変化によって、その合葬墓の需要が拡大していくだろうということが予測されております。今後、墓地を適正に管理運営する上で、やはり私はこの合葬墓の整備は不可欠ではないかと思っております。ぜひ今後、いろいろ検討された中で、町長も判断されると思いますけれども、ぜひ整備する方向で、前向きに検討してほしいと思いますけれども、今段階で町長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）町としては、今後も将来のまちづくりをですね、きちんと見据えながらですね、先ほど来、話に出ていました場所や規模、又は管理方法なども含めて、合葬墓の必要性については前向きに多角的な視点からいろいろと検討してですね、設置に向けて準備をしていかなければならない時代に来ているというふうに我々も認識しておりますので、今後はそういう形でですね、町として取り組んでいければと思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時５０分

再　開　　午前１１時０５分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。『畑地化促進事業のその先は』以上１件について、野崎議員の発言を許します。５番・野崎議員。

〇５番（野崎明廣）それでは質問させていただきます。畑地化促進事業のその先は。

本町の稲作農業は、高齢化や後継者不足により農地の集積・集約・保全が厳しい状況にある中で、国は水田活用の直接支払交付金の交付対象である水田に一定期間水張りをしない場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地とする方針を表明し、令和８～９年の打ち切りも懸念されており、水田活用の直接支払交付金を受けている方への支援策は先が見えません。一方で、農林水産省は畑地化促進事業として交付対象水田を畑地化することで交付金が交付される事業を展開していますが、本町では約70㌶ほどの蕎麦が生産されている中で、畑地化促進事業の動向も不透明な状況です。そこで、本町における畑地化促進事業と水田活用の直接支払交付金に係る以下の点についてお伺いいたします。(１)畑地化促進事業対象の面積と作目は。(２)畑地化促進事業の対象となる高収益作物として町が勧める作物は。(３)水田から畑に変更した場合の土地改良区賦課金や固定資産税の減額分に対する国からの補助の状況は。(４)水田活用の直接支払交付金の対象である水田に一度でも水を張ると、その後５年間は交付金を受けることができるのか。(５)それぞれの事業や交付金終了後に、蕎麦生産者に対する支援等、町独自で支援を実施する考えは。以上です。

〇議長（横関一雄）佐藤町長。

〇町長（佐藤聖一郎）野崎議員からの、畑地化促進事業のその先は、の質問にお答えいたします。

１点目の「畑地化促進事業対象の面積と作目は」についてでありますが、畑地化促進事業は、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑地化に伴う土地改良区の地区除外決済金等に要する経費を支援する事業で、仁木町の畑地化促進事業対象の面積は、水田活用直接支払制度の対象となっている588.4㌶であります。そのうち31.4㌶が令和５年度の畑地化促進事業として申請されており、作目につきましては、ミニトマトなどの高収益作物が16㌶で、蕎麦などの畑作物が15.4㌶となっております。

２点目の「畑地化促進事業の対象となる高収益作物として町が進める作物は」について申し上げます。高収益作物として対象となる品目は、野菜、果樹、花卉等となっており、水田活用直接支払制度において、本町における令和５年度の交付対象作物は、ミニトマトやスイートコーンなどであると認識しております。しかし、畑地化促進事業の交付を受けた場合、対象作物を販売目的として５年間作付けしなければならないという条件が課せられていることから、作物の選定に当たっては慎重に決定すべきものと考えます。いずれにしましても、作付けされる生産者ご自身が５年後の将来を見据え作物を選択すべきであり、作付けする作物を町側で選定する考えはございません。

３点目の「水田から畑に変更した場合の土地改良区賦課金や固定資産税の減額分に対する国からの補助の状況は」につきましては、畑地化促進事業は、水田を畑地化し本作化に取り組む生産者に対する支援として、畑地化支援及び定着促進支援の２つがありますが、そのほかに土地改良区の地区除外決済金等を支援する産地づくり体制構築等支援があります。こちらは、交付対象が農業再生協議会等となっているため、生産者が受給するものではありません。なお、本事業につきましては、現在、余市川土地改良区に対し調査を依頼しておりますが、概算で約380万円が交付される予定となっております。

４点目の「水田活用の直接支払交付金の対象である水田に一度でも水を張ると、その後５年間は交付金を受けることができるのか」についてでありますが、同交付金事業につきましては、交付対象要件として、災害や基盤整備事業など特殊な事情がない限り、「５年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象

としない」とされていることから、交付対象水田に水張りが行われた場合、その後５年間は交付金を受給することが可能となります。

５点目の「それぞれの事業や交付金終了後に、蕎麦生産者に対する支援等、町単独で支援を実施する考えは」について申し上げます。畑地化促進事業及び水田活用直接支払交付金事業につきましては、国の制度設計により交付金が交付される事業でありますので、あくまでも、作付けする生産者の申請行為により交付金を受給されているものと考えております。従いまして、国の事業である交付金事業が終了した後に、町独自で支援するようなことは考えてございません。以上でございます。

〇議長（横関一雄）野崎議員。

〇５番（野崎明廣）説明を頂きました。順次、再質問をさせていただきます。

まず、国策として進めている事業になりますけれども、稲作農業の水田の転作として、蕎麦の作付を今後も継続すべきか、畑地化にすべきか、非常に４年後は補助金打切りの対応となってしまいますが、非常に懸念をしております。まず、確認をさせていただきます。

畑地化の対象面積として、総体の約5.5%ほどでありますが、高収益作物を申請された16㌶がトマトの生産者、蕎麦を作付される面積は約70㌶だと思いますが、うち畑地化15.4㌶が申請された中、残りの面積としては約55㌶となるのか、ちょっと確認させていただきます。

〇議長（横関一雄）浜野産業課長。

〇産業課長（浜野　崇）蕎麦の作付面積についてでございますけれども、町全体で蕎麦の作付面積は68.2㌶ございます。そのうち、水田活用直接支払交付金の交付対象水田が64.2㌶でございまして、４㌶ほどは対象となっておりません。それからですね、先ほど申しました15.4㌶が畑地化になるということでございますので、残った面積は約48㌶。これが畑地化の可能性がある対象という押さえでございます。以上でございます。

〇議長（横関一雄）野崎議員。

〇５番（野崎明廣）水田から畑に変更したとき約48㌶ということで理解をいたしました。

まずこの水田から畑に変更したとき、余市川土地改良区賦課金の減額に対する支援としても、約380万円この数字は数十年という計算、20年、30年という年数を計算されてパーセントで出されたとも聞いておりますが、その辺の状況がどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

〇議長（横関一雄）浜野産業課長。

〇産業課長（浜野　崇）土地改良区のですね、決済金についてはですね、現在調査の方は先ほども申しましたとおり、改良区の方にお任せしておりまして、決済金がどのような形で請求されているのかということは、ちょっとこちらでは押さえておりません。

なおですね、産地交付金の交付額につきましては、反当たり25万円が上限というふうに伺っておりますので、その範囲内で交付されているものと理解しております。以上でございます。

〇議長（横関一雄）野崎議員。

〇５番（野崎明廣）現段階の状況でいくと、令和９年以降に対しては、48㌶と先ほど述べられましたけれども、この対応は、今後、どのようになっていくのか。まったく今後５年後には対象外になってしまうのか、交付金、賦課金の減額の対象外になってしまうのか、その辺、わかればお伺いしたいと思います。

〇議長（横関一雄）浜野産業課長。

〇産業課長（浜野　崇）その辺につきましてもですね、改良区が判断するというか、賦課についてですね令和９年以降、その減った賦課金をどうするのかということは、ちょっと我々、町側の方としてはですね、考えが及びませんので、改良区の内部でその辺は考えていくことであろうと思われます。ただ現行、野崎議員が仰られたとおりですね、維持管理ができないということであればですね、当然賦課金等も上げざるを得ない状況になるのかなというふうには予想しておりますけれども、いずれにしましてもその辺の判断は改良区の方でされるものと考えておりますので、町としての答弁はできないという状況でございます。以上でございます。

〇議長（横関一雄）野崎議員。

〇５番（野崎明廣）答弁を頂きまして、改良区の賦課金ということで、令和９年度以降に対しても、改良区が取り組んでいかなければならない事案なのかなという感じもしていますけれども、何とか、町としてもいろんな形の中で、知恵を出していただきたいという感じもしていますし、賦課金の他に町としても色々と固定資産的なものが減額されてくるのかなという感じもしていますけれども、その辺の対応としてはどのような考えがあるのか。これも町として減額された分は国が補填してくれるのかどうか、その辺が、おわかりであれば伺いたいと思います。

〇議長（横関一雄）和田財政課長。

〇財政課長（和田秀文）町の固定資産税が減額されるかということなんですけれども、基本的に今年度の概要調査の状況ではですね、田んぼよりも畑の方がやはり固定資産税額が減ることにはなります。その減った分については基準財政収入額で減となりますので、若干なりとも普通交付税の方で措置されるような状況にはなってきますけれども、今どれくらいが畑に移行されるのかというのがわからない状況ですので、はっきりとしたことは言えないというところで、ご理解頂きたいと思います。

〇議長（横関一雄）野崎議員。

〇５番（野崎明廣）町としても何らかの固定資産的なものに影響が出てくるということを理解させていただきました。

　以前にもちょっと水田農業に対する支援として質問いたしましたが、水田活用直接支払交付金制度に「農業再生協議会が見直しの影響を受ける農業者の実情や要望の的確な把握」と「北海道が関係機関連絡協議会やワーキンググループを設置し、道内の各地の要望を吸い上げ対策を検討する」とのことでした。実施されたと思いますが、その内容があればお伺いしたいと思います。

〇議長（横関一雄）浜野産業課長。

〇産業課長（浜野　崇）北海道の再生協議会によるですね、地域の実情や要望の吸い上げにつきましては、令和４年度、昨年度に道の職員によりまして聞き取り調査が行われているところでございます。この聞き取り調査においてはですね、町としましても交付対象水田の要件の厳格化ですとか、具体的に５年に１度の水張りに対してですね、高齢化で水稲の作付ができない生産者などが経営に重大な影響が出るということで、町の懸念点についてお伝えしたというところでございます。以上でございます。

〇議長（横関一雄）野崎議員。

〇５番（野崎明廣）いろいろな検討をされているということで、５年に一度の水張りに対する非常に今後の懸念材料があるということが出されていたということで、それがどのように農業者に対して良い方向に向いていくのかということが、非常にまだ明確なものが出ていないような感じもしています。

次の点についてもお伺いをしますが、水田活用の取組が今後も適正に維持されること、「日本の自給率が極めて低い状況を今の農地を最大限フルスペックに活用を推進することが望ましく、短期・長期的視点で町として可能な施策に対する対応」と、「米の施策についても、必要に応じて国と道に町の実態を的確に把握し、適切な処置の要請をしていきたい」とのことでした。これに進展があったのかどうかお伺いをいたします。

〇議長（横関一雄）林副町長。

〇副町長（林　幸治）少し私からお答えさせていただきますけれども、かつて野崎議員の方から、そういった要請を受けてですね、町といたしましても５年間の水張り措置の件について、いろんな懸念があるという共通認識のもとで、国それから道に対してですね、いろいろ要請をさせていただいているところでございます。それで例えば、ご承知のとおりだと思いますけれども、５年間の中でですね、１か月以上湛水処理をする、いわゆる北海道独自のブロックローテーションというそういった仕組みがございますけれども、そういったものに対しても、国として今回の中でですね、要件緩和の中で認めていただいたり、そういった実際にこの地域で５年間の水張りで一作以上できるということがあり得ない地域についてもですね、その１か月間の湛水処理を行うという特例を設けていただくということがですね、措置されていますので、かなり、私どもの要望が国の方に反映されたのではないかなというふうに考えているところでございます。それで、例えばそういった１か月の湛水についても、実際今後、地域の中でそれが導入できるのかどうなのかということもですね、今後町として検討していきたいと思っておりますので、そういった要件緩和をですね、こちらで措置されていた部分がですね、うちの町の中で対応できるかどうかということも合わせて検討していきたいと思いますし、また合わせてですね、引き続き国の方に対してですね、地域の実態に応じた要望活動はしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解していただきたいと思います。

〇議長（横関一雄）野崎議員。

〇５番（野崎明廣）いろんな措置の中で、今後も要望をしていきたいということですので、まず、農業の実態として、非常に高齢化と小規模農業者から大規模経営と法人による集積に取り組まれる方向性と思われます。稲作農業の米の自給率、需給確保は現状としては100%と言われています。今後、25年後でも100%の保有が可能と言われています。しかし、先日の新聞報道で、農水省として米不足が報じられております。稲作農業の大規模、また法人として集積の限界も懸念されています。国の農業に対する支援は１㌶44万円とも言われています。しかし、米の価格は１俵当たり3000円の赤字経営とも言われております。さらに蕎麦の生産は交付金と土壌改善助成金これが10㌃当たり5302円、品質収量助成金7591円、生産助成金が２万円、蕎麦の販売代金、本年は10㌃当たり１俵あるかないかということで、45Kgの金額が7372円。販売代金と補助金による４万2605円が本年の10㌃当たりの収入となります。経費として販売諸経費１万8018円、刈取経費１万1950円、荷造運賃5812円、今の経費として３万5780円。その他に、種子・肥料代が加算される経営として反当たり１俵では、非常に厳しい現状と感じています。地域性と自然環境の条件の違いの中で、国の定める取組はすべてが同じ条件の中で設定されている。非常に土地としてもいろいろな形態があろうかと思います。その中でやはり条件的な不足を町として条件の違いを緩和し、荒廃地を作らない対策が必要ではないかなと思います。農業生産者を支える集積支援、畦取り事業においても、今、蕎麦を作っている方においては、畔をまた再生しなければならないというような条件が課せられております。その辺に対する緩和の取組、また、生産の調整、品質と自給率の向上として、自立できる再生化の取組というものが

非常に必要なのか、また、荒廃地を増やさないためにも、新規就農を求める方へのさらなる聴き取り、農地の支援、宅地の斡旋、このような支援策を町として独自の取組が進められればという思いがあります。町長は、この辺に対してどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）米農家の置かれている状況というのは大変厳しいものがあるというふうに認識しておりますけれども、先般、特に銀山地区におきまして、若い生産者、野崎議員もその時に来ていただきましたけれども、若い生産者に集っていただきまして、目先の課題よりも将来の地域をどうするのかということで皆さんがいろいろ意見交換をした経過もございます。その中で、やはりそれぞれ若い生産者の皆さんが抱えている問題をどう町として支援や解消ができるのかということで、今、我々もいろいろ試行錯誤し、様々なことを検討している状況でもあります。

本町に限らず、全国一律に米農家の部分では相当厳しいような状況に立たされておりますけれども、この仁木町においてはですね、やはり少なくとも今いる生産者、若い担い手への支援をですね、これからしていくべきだというふうに思っております。10年後、20年後を見据えたときに、この仁木町の米農家がどういう状況であるべきなのか、それを今から、本来であれば、もっと前からやるべきものだったのかもしれませんけれども、今この状況において、今からでも早急にですね、そういった支援対策の整備をしていかなければならないというふうに我々自身も思っていますので、今後そういったことも含めて担い手に対するさらなる支援強化を町としてもこれから考えていきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○５番（野崎明廣）ありがとうございます。

私も、最後になりますけれども、先ほど３点ほど、今後、取組をしてほしいという、町単独として考えてほしいということについて、また、町としても考えて、生産者と、また、若い人たちと語りながら、仁木町、また、水田農家を持続させていく点について、いろいろ話をしていただければと思います。今後とも、若い人たちを応援していただきたい感じがしています。以上をもって終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する見解は』以上１件について、山内議員の発言を許します。２番・山内議員。

○２番（山内健生）先般通告質問させていただきました、（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する見解は、について述べさせていただきます。

令和５年11月22日に関西電力株式会社が計画している（仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書が公表され、縦覧や意見募集が開始されております。本事業については、令和４年５月に「（仮称）古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」に係る計画段階環境配慮書が関西電力株式会社から提出されておりましたが、仁木町を南北に横断する中央エリアは自然度の高い植生があること等の理由から回避され、余市町・古平町に跨る北部エリアを対象事業実施区域として設定し、銀山地区を含む南部エリアについては、今後、別事業として検討することが公表されました。当該計画地区に隣接する住民等を中心に、ウィンドファームの設置に対する反対運動が展開されているなど、当該事業に対する町民からの関心も高く、今後、北海道知事から本町を含む関係公共団体の首長に対し環境保全の見地からの意見が求められることとなっております。つきましては、次の事項についてお伺いいたします。（１）当該事業計画から仁木町での設置が回避されたことに対する見解は。（２）銀山地区を含む南部エリアについて、「別事業として検

討していく」としたことに対する見解は。(３)北海道知事から求められる方法書に対しての意見の内容については。(４)再生可能エネルギーに対する基本的な考え方と今後の対応については。以上になります。
○議長（横関一雄）佐藤町長。
○町長（佐藤聖一郎）山内議員からの、(仮称）古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する見解は、の質問にお答えします。
１点目の「当該事業計画から仁木町での設置が回避されたことに対する見解は」についてでありますが、令和３年６月、事業者の関西電力株式会社が経済産業省に提出した計画段階環境評価配慮書に対し、本町はもとより北海道及び関係する自治体から提出した意見を踏まえ、事業エリアの自然度や配慮すべき状況を詳細に検討し、対象事業実施区域及び風力発電設置想定範囲を設定されたものであり、環境保全の見地から適切に判断されたものと考えております。
２点目の「銀山地区を含む南部エリアについて、「別事業として検討していく」としたことに対する見解は」について申し上げます。銀山地区が含まれる南部エリアについては、中部エリアに比較して自然度が低いとの理由により対象事業実施区域として本事業とは別の事業として検討していくことが方法書において公表されました。今後の検討におきましては、自然度だけでなく、土砂災害、景観の影響など環境保全の見地から詳細な調査が実施され、総合的な検討が事業者において行われるものと考えておりますが、地域内には特段の配慮を要する住民の方もいらっしゃることなどを鑑み、銀山地区を含む南部エリアでの風力発電施設の設置は好ましいものとは考えておりません。今後、銀山地区において、事業の実施に向けて具体的な検討が行われる場合におきましては、このことを事業者に伝えてまいりたいと考えております。
３点目の「北海道知事から求められる方法書に対しての意見の内容については」でありますが、今後、関西電力株式会社が取りまとめることとなっている「(仮称）古平・余市ウィンドファーム事業に対する意見概要・見解」が、同社から北海道知事に提出された以降、北海道知事から本町を含む関係町長に対して意見の照会が行われることになっており、指定される期日までに私の意見を知事に提出することになっております。意見については、事業者が実施した説明会での意見や、町民などからの意見を鑑み、(仮称）古平・余市ウィンドファーム事業の対象事業実施区域に関係する景観の影響等、環境保全の見地から意見を申し上げたいと考えております。
４点目「再生可能エネルギーに対する基本的な考え方と今後の対応については」でありますが、本年６月から８月の気温は1946年の統計開始以降、最も厳しい暑さに見舞われました。札幌管区気象台の発表では、北海道７地点の2023年夏の平均気温は平年より3.17度も高く、長期的にみても100年当たり1.38度の割合で気温が上昇するなど、地球温暖化による気候変動が身近に感じられるようになっております。地球温暖化による気候変動は、石油や石炭などの化石燃料を燃やすことで排出される二酸化炭素や、森林破壊などが原因とされており、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を達成することが重要なものと認識しております。その上で、森林の整備・保全や、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を推進すべきものと考えております。このことから、森林環境譲与税を活用した林業人材育成や私有林整備への支援、国の支援制度を活用した縦型太陽光パネルの実証等、先進的な取組を実施しており、今後も国や道と連携を深め、一層の取組を推進してまいります。以上でございます。
○議長（横関一雄）山内議員。
○２番（山内健生）只今の答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

まず、１点目の当該事業計画から仁木町での設置が回避されたことに対する見解に対する答弁についてでありますが、環境影響評価法に基づく環境影響評価、いわゆる環境アセスメントが実施されまして、令和３年６月に計画段階環境配慮書、そして11月22日に次の段階である環境影響評価方法書が、関西電力から国に提出されて、今に至っております。今般提出された方法書に対し、町長は、「本町はもとより北海道、関係する自治体から提出した意見を踏まえ、事業エリアの自然度や配慮すべき状況を詳細に検討し、対象事業実施区域及び風力発電設置想定範囲を設定されたものであり、環境保全の見地から適切に判断されたもの」との答弁でしたが、この見解に至った理由について、詳しくお聞かせ頂きたいです。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の山内議員からの、見解に至った理由についてお答えいたします。

当該計画の事業者であります関西電力株式会社から、環境影響評価法第３条の７第１項及び主務省令第14条第１項の規定に基づきまして、北海道知事から、計画段階配慮書に係ります環境の保全の見地からの意見が求められております。これに対し本町では、広範な町民からの意見を聴取した上で、陸上風力発電施設の立地について、各地で問題となっている状況等を把握し、防災、町民の健康等、幅広い観点から、次の６項目についての意見を北海道知事に提出したところであります。

概要をご紹介いたしますと、１点目として、本事業について地域住民の理解が得られるよう丁寧な説明と誠意ある対応に努めること。地域住民にとって理解しやすい図書となるよう努めること。２点目として、本事業により発生する超低周波を含む低周波や風車の影により健康被害が地域住民より不安の声が寄せられていることから、地域住民の生活環境に対する影響を回避又は十分に低減するように努めること。３点目として、自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害することのないように十分に検証すること。４点目として、動植物の生息環境や生態系に与える影響を調査し、特にバードストライク等についても十分に検証すること。５点目として、事業終了後の発電設備の撤去及び処分の適切実施、当該設備撤去後における跡地への植林など原状回復に復するための方法等について調査・予測及び評価を行うこと。６点目として、土砂災害を招くことがないよう十分に検証すること。以上この６項目の意見をですね、令和４年８月17日付けて、北海道知事を通じ関西電力に提出したところであります。このことに対し関西電力におきましてはですね、昨年12月に事業計画地に隣接する大江地区及び銀山地区において、地元の町内会からの要望に応じて計画段階における事業計画の説明や意見交換が実施されていること。更には、先月の22日から公告縦覧を行っている方法書及び今月の16日に開催されました法定説明会におきましてですね、配慮書に対し本町から提出した意見について補足されており、特に自然景観、動植物の生息・生態、土砂災害の防止の観点から自然度が極めて高く、希少動植物が生息や植生し、土砂災害リスクの高いとされる中部エリアを事業計画から回避されるなど、詳細かつ適切な調査を実施した上で判断がされていること、更には、環境影響評価に設定されていない低周波音における影響や事業終了後の原状回復についても説明会において詳しい説明が行われていることを鑑み、環境保全の見地から適切に判断されたものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）山内議員。

○２番（山内健生）ありがとうございます。

関連しまして、只今お話もありました、関西電力株式会社の説明会が先日16日に本町でも開催され、多くの町民が参加されたところであります。その中で、関西電力からの説明であったり姿勢に対して不満で

あったり、疑問の声があったとのことを新聞報道でなされております。配慮書に対する意見として、只今町長が述べたように、地域住民の理解を十分に得られるよう丁寧な説明と誠意ある対応に努めることを、町から関西電力に求めていたということですが、結果として励行されなかったのではないでしょうか。町として関西電力に対して、説明の機会を設けるように要請すべきかと考えておりますがいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山内議員ご指摘のとおり、複数の新聞報道によってですね、先般行われました12月16日の説明会において、関西電力の説明に対し会場の参加者の方から不満があったことが報道されております。関西電力に確認したところですね、事業者として丁寧な説明に心がけたところであるが、当方の説明に対し、不満であるとの指摘や抗議があったという報告を受けたところであります。町といたしましては、地域住民の理解は十分に得られるようですね、丁寧な説明と誠意ある対応に努めることをですね、配慮書の段階で意見として申し入れており、関西電力としても努力されたことを認識しておりますけれども、十分ではないものと推察されることから、関西電力に対し先般の説明会を補足する機会を設けるよう、今後促してまいりたい、そのように考えております。

○議長（横関一雄）山内議員。

○２番（山内健生）要請して頂けるということで、ありがとうございます。

もう１点、２点目の銀山地区を含む南部エリアにおいては別事業として検討していくことに対する見解に対しまして、先ほど町長は、「地域内には特段の配慮を要する住民の方もいらっしゃることなどを鑑み、銀山地区を含む南部エリアでの風力発電施設の設置は好ましいものとは考えていない」との答弁を頂きました。

今般のアセスメントにおいて、銀山地区を含む南部エリアは、別事業としての検討を今後行うこととしており、16日の説明会においても、事業者からは「現状はゼロベースである」との説明がなされましたが、なし崩し的に検討が開始されるのではないかと心配されている町民の声もたくさんあるかと存じます。こちらについて町長の考えを関西電力に対して、いつどのようにお伝えするのかを具体的に伺えますでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先日、銀山地区の保育所に通っている保護者の方々をはじめ、地域の皆さまがお忙しい中、私のところに訪問していただき、風力発電に対して反対してほしいという旨の要請がありました。訪問頂いた皆さまの方からですね、風力発電施設が建設されることに対する不安をですね、真摯に私にお話ししていただいた経過がございます。

私もこれまで、事業者が具体的な計画が示されていない段階ではなかなか判断することができないという旨の考え、拙速に賛成や反対を申し上げることはできないという話をしてきたわけでありますけれども、方法書が関西電力に提出され、事業エリアが明確となり、計画の概要が明らかになりましたので、本事業の賛否をですね、検討できる材料がようやくそろったものというふうに認識しております。

関西電力の調査によりまして、銀山地区は別計画で検討するとの考えが示され、本事業で実施することは回避されたところでありますけれども、私といたしましては、銀山地区においては、特段の配慮をしなければならない方が、銀山の豊かな自然の中で暮らされていることを鑑み、この地域で安心して暮らしていただける環境を守っていくことがですね、町としての責務であるというふうに考えております。このこ

とから、銀山地区に風車を建設することは好ましくない。地域の方々が不安を抱いている以上は賛成することはできないものというふうに考えております。つきましては今後、知事からの求められる方法書に対する意見書におきまして、このことを記載し、北海道知事を通じて関西電力にお伝えしたい、そのように考えている次第でございます。

〇議長（横関一雄）山内議員。

〇２番（山内健生）只今ご回答頂きましたとおり、町長のスタンスであったりですとか、今後の北海道知事を通じて関西電力に仁木町の考えとして伝えていくということで、立場を明らかにしていただきましてありがとうございます。

最後にですね、再生可能エネルギーに対する仁木町としての考え方を先ほど示していただきました。私としても同感でありまして、国の支援制度を活用しましてチャレンジングな取組を推進していただきたいと考えております。

現在、これらの業務は住民環境課において所管されていると認識しておりますが、今後さらなる展開を図っていく場合、現行の体制ではなかなか難しい、困難なものとなるのかと推察されます。再生可能エネルギーを含めたＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）化であったり、関連してＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）化ですね、こちらを推進できる体制を整備していくべきかと考えておりますが、こちらについていかがでしょうか。

〇議長（横関一雄）佐藤町長。

〇町長（佐藤聖一郎）再生可能エネルギーに関しては、これまでも町として積極的に推進し、モデル的な取組を実施してきたところでありますし、現在もしているところでございます。

更にデジタル化についてもですね、強力に推進し、行政サービスの向上を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。このことから次年度の役場の組織機構を見直してですね、ＧＸ化、今仰ったＤＸ化に特化したセクションを設置し、本町におけるグリーン・トランスフォーメーション、そしてデジタル・トランスフォーメーションを推進してまいりたい、そう強く考えているところでございます。

〇議長（横関一雄）山内議員。

〇２番（山内健生）ＧＸ化とＤＸ化に特化されたセクションを設置されるということで、存分に推進していただきたいなと考えております。

質問と言いますか、やはりセクションを設置して、そちらで働く人材の確保というところが最も難しい部分であるのかなと私も考えておりますので、外部人材の積極的な活用であったりですとか、専門的なスキルを持つ人材の採用という部分で、これからの仁木町の課題として取り組んで頂けたらと考えております。以上で質問は終了とさせていただきます。

〇議長（横関一雄）暫時休憩します。

休　憩　　午前１１時５３分

再　開　　午後　１時００分

〇議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

一般質問を続けます。『仁木町すこやか子育て支援センターの建設後について』以上１件について、前田議員の発言を許します。１番・前田議員。

〇１番（前田春奈）私からは、仁木町すこやか子育て支援センターの建設後について、質問させていただきます。

現在、本町では子育て支援センターを建設中で完成間近となっております。保育所や児童館が１か所になることで、子育て世代の交流が増え情報共有しやすくなり、お父さんお母さんが安心して利用できるような施設になるのではないかと考えております。また、子育て世代の負担を軽くすることで、お母さんが働きやすくなり、女性の活躍推進につながるとも考えております。しかし、人口減少や保育士の人材不足がある中でどのように施設が維持されていくのか不安が残ります。そこで、以下の点についてお伺いいたします。(1)施設利用者を増やすためにどのような課題があり、施策を考えているのか。(2)子育て支援センターができることで、現在使用している施設の役割がなくなると考えますが、その後の施設の活用をどのように考えているのか。以上のご答弁をお願いいたします。

〇議長（横関一雄）佐藤町長。

〇町長（佐藤聖一郎）前田議員からの、仁木町すこやか子育て支援センターの建設後について、の質問にお答えいたします。

１点目の「施設利用者を増やすためにどのような課題があり、施策を考えているのか」についてでありますが、にき保育園では、４月からの供用開始に向け、仁木町すこやか子育て支援センターへの移転準備を進めているところですが、新たな施設でのスタート時点においては、入所を希望されるお子様を受け入れできるものとなっており、待機などの問題はないものと考えております。しかし、農繁期の一時的な入園、里帰り出産等、一時的に入園希望が増加し、現行の保育スタッフでの対応が困難となる場合も想定されますが、想定外のケースが発生した場合は、町としても潜在保育士に対し要請を行うなど、保育人材確保に向け支援を行うこととしております。

一方、新たに設置する小型児童館につきましては、仁木放課後児童クラブと併せ、社会福祉法人仁木町社会福祉協議会に運営委託を行う予定で協議を進めております。小型児童館の利用につきましては、学校から帰宅してからの利用を基本とする「一般利用者」と、学校からの直接来館を可能とする「ランドセル来館利用者」の２通りの利用形態を予定しており、「ランドセル来館利用者」につきましては登録制とし、児童館職員が当該児童の保護者と連絡が取れることを要件に施設利用を認める方向で検討しております。小型児童館の機能としましては、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにする等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであることに鑑み、施設内で自由に過ごすことを基本とするほか、詳細は検討中ですが、申込型の教室として囲碁教室や学習教室、高齢者等のボランティア指導者を募集し、おはじきやお手玉等を教える昔遊び教室等を予定しております。そのほか、放課後児童クラブ利用児童と合同で行う行事等についても検討していくこととしており、将来的には、にき保育園園児と放課後児童クラブ利用児童との交流行事を行っていくことなども視野に、施設利用者拡大に向けた取組について検討を進めてまいります。

次に２点目の「子育て支援センターができることで、現在使用している施設の役割がなくなると考えますが、その後の施設の活用をどのように考えているのか」について申し上げます。町では、長期的な視点に立った公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、令和４年３月に仁木町公共施設個別施設計画を策定しました。当該計画における、にき保育園施設に係る計画期間内の対応方針は、町民への公益的利用を行う管理者への権利移管を念頭に「売却等」について検討するという内容でありま

したが、今般、社会福祉法人仁木町社会福祉協議会から、ボランティアセンターの開設や各種サービスの拡充に伴い、現有施設が狭隘となっていること等から、現にき保育園の新施設移転後の施設活用について、事務所等として利用したい旨、申し出がありました。町といたしましては、事務所の移転により、隣接する小学校や児童福祉施設との有機的連携の強化が図られること、また、社会情勢の変化により多様化、複雑化する生活課題に対し、地域福祉を推進する中核的役割を担う組織であること等に鑑み、施設の運営方法や改修も含め、仁木町社会福祉協議会事務所等としての利用を視野に建物の有効活用について、検討していきたいと考えております。以上でございます。

〇議長（横関一雄）前田議員。

〇１番（前田春奈）ありがとうございます。

今、町長からご答弁を頂いた内容で、「施設スタート時には入所を希望するお子様の受入れができ、待機の問題はない」とのことでしたが、保育スタッフの採用は今どのようになっているのでしょうか。昨今、人材不足と言われておりますが、施設スタート時に十分な保育スタッフがいなかった場合、受入れるお子様の数も減ってしまうのではと懸念しております。現在の子育て支援制度のスタッフの必要人数と現在の採用状況を教えてください。

〇議長（横関一雄）河井福祉課長。

〇福祉課長（河井　健）只今の質問にお答えいたします。

まず、保育スタッフの確保につきまして、にき保育園に関しましては、民設民営の保育所となっておりますので、確保自体につきましては、にき保育園の方で募集をかけ、採用を行っております。来年度４月以降の状況につきましては、伺った話によりますと、保育士１名の採用を確保されているということを聞いております。また、現在のスタッフにつきましては、子どもの数が現時点で68名おりまして、それに対して配置基準は正規の職員でいきますと８名の常勤職員の配置が必要となっておりまして、現時点では８名のスタッフが確保されている状況ですので、それに伴いまして来年、４月時点で、３月に卒園される児童と、来年度からの入所申込みはまだ行っておりませんけれども、その見込みも含めますと、現在の68名から多少人数が減って60名前後となることを想定しております。それに加えまして、来年度１名のスタッフが確保できるという情報も聞いておりますので、人数的には問題ないというふうに考えております。以上です。

〇議長（横関一雄）前田議員。

〇１番（前田春奈）ありがとうございます。

にき保育園についても、今現状１名決まっているということと８名の常勤も既にもう確保されているということで、大変安心いたしました。町に住む子育て世代の方も安心して入所できる状況なのかなと感じております。今後、保育スタッフが辞めていくことがないように働く方の環境整備をぜひ進めていただければと思います。

質問の２点目なんですけれども、潜在保育士に関して入所を希望されるお子様、もし「一時的な入園、里帰出産等、一時的に入園希望が増加し、現行の保育スタッフでの対応が困難となる場合も想定される」とのことでした。保育スタッフが足りなくなった場合は、潜在保育士に対して要請を行うということでございますが、潜在保育士は今現状様々な理由で復帰が難しい方がいらっしゃると思います。賃金だったり、多大な業務だったりとか、あとはブランク等で復帰が難しい方がたくさんいらっしゃるかと思うんですけ

れども、そういう方たちに要請を行う場合、おそらく今後町からのサポート等なども必要になってくると思いますが、今後その潜在保育士に対して採用を行う場合の町側からのサポートというのは何か考えられているのでしょうか。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井　健）潜在保育士に対しますサポートの関係でございますが、復帰に当たってですね、他の自治体等では、何日か職場復帰のための研修を用意してですね、それに対して支援するというようなサポートを行っているというふうには聞いていますけれども、本町においては、現在は潜在保育士に対するサポート等は行っていない状況となっております。

○議長（横関一雄）前田議員。

○１番（前田春奈）ありがとうございます。

おそらく今後、一時的に入所希望者が増えたときに潜在保育士に対して要請を行う場合は、こういう町側のサポートが何かあった方が、支援を行ってくれる方が多くいるのかなと思いますので、そちらの検討もぜひお願いいたします。

もう１点お聞きしたいのですが、現在、仁木地区で行っている放課後児童クラブは小学校１年生から３年生まで、銀山地区は小学校１年生から６年生までとなっております。新しく支援センターに設置される放課後児童クラブは何年生まで利用できるのでしょうか。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井　健）新しい施設におきまして、仁木放課後児童クラブの対象利用者につきましては、現在１年生から６年生までの対応を予定しております。以上です。

○議長（横関一雄）前田議員。

○１番（前田春奈）ありがとうございます。

現在、４年生以上が利用できず困っている声を町民の方から聞いておりましたので、今後、６年生まで利用できるということで、お父さんお母さんの負担が軽くなると思われます。引き続き、たくさんの方に活用してもらえるよう、工夫していただければと思います。

では、質問の２点目の「子育て支援センターができることで、現在使用している施設の役割がなくなると思いますが、その後の施設の活用はどのように考えておりますか」という質問に対して、町側からのご答弁がございました。社会福祉協議会の事務所として、今後活用して推進していただけることは、とてもすばらしいと感じております。今後、物理的にも連携も取りやすく有効に活用していただけるのではないかと思っておりますが、１点だけ教えていただきたいと思います。「小学校や児童福祉施設との有機的連携の強化が図られる」とのことでしたが、この「有機的連携」とは具体的にどのような連携になるのでしょうか。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井　健）現にき保育園の場所にですね、社協の事務所が行く事によって、地理的には、新しい拠点施設と小学校と隣接する形になります。

先ほど答弁で申しましたように放課後児童クラブに関しましては、町から社協に運営を委託して実施しておりますので、事務所と新しい施設の放課後児童クラブが近いことによって、距離的な問題が少し解消されて、行き来がしやすい、支援しやすいということでですね、あとは小学校との連携につきましても、

今まで、山村開発センターとの交差点が少し危なかったりですとか、地理的な部分ではあるんですけれども、その部分が解消されて、目の前の施設に行き来できるということとと、あとは有機的連携につきましても、なかなか子どもたちを放課後児童クラブにおいてですね、指導する部分で、やはり学校部門と放課後児童クラブ指導員の情報共有がなかなかできていなくて、子どもに対する個別の指導が必要だったりですとか、そういったところで情報共有する部分についても地理的に近いとか、そういうところであれば、情報共有も気軽に行えたりできるようなこともありますので、そういった意味での有機的連携ということで答弁させていただいています。以上です。

○議長（横関一雄）前田議員。

○１番（前田春奈）ありがとうございます。

　隣接する施設があるということで、様々な情報の共有ができたりですね、あとはコンテンツも充実させることができるということで、今後、利用者としても大変安心して利用できるのかなと思います。ぜひ今後とも、たくさんの方に活用してもらえるよう、内容の充実でしたり、人材の確保をぜひ進めていただきたいと思います。

　私の質問は以上となります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）次に、『農業経営の安定化対策について』以上１件について、議員の発言を許します。８番・嶋田議員。

○８番（嶋田　茂）農業経営の安定化対策について。本町の基幹産業であります農業は、近年の天候不順が原因で苦しい経営を余儀なくされております。今年度は、春の訪れが早く５月後半から６月後半にかけて天候は適度な降雨や晴れの日も多く順調ではありましたが、７月後半からは高温が長く続きました。また、突風の影響でビニールが剥がされ、一部ハウスのパイプが壊れる大変な被害を受けたところもあります。これらのことからも、農業の収益を安定的に上げていくためには、今以上の施設が必要と考えます。そこで、以下の点について町長にお伺いします。(１)農業経営の安定化対策として、どのようにしていこうと考えているのか。(２)現在、新規就農者を対象としている施設園芸促進ハウス新設補助事業を、以前実施していたように既存農家へ拡げる考えは。(３)これからの農業は、採れたものを商品化し、付加価値を付けて自分たちで値段を付けて売っていくべきだと考えますが、町として６次産業化をどのように考えているのか。以上３点について、よろしくお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）嶋田議員からの、農業経営の安定化対策について、の質問にお答えします。

　１点目の「農業経営の安定化対策として、どのようにしていこうと考えているのか」についてでありますが、議員仰せのとおり近年の天候不順により、生産者の皆さまには、農業経営の先行きに不安を感じておられる方が多くいらっしゃると伺っております。特に、本年の６月から８月の気温は、1946年の統計開始以降最も厳しい暑さに見舞われ、農作物の生育や品質への影響が報告されており、本町の主力農産物であるミニトマトにおいても、生育の大幅前倒しによる他産地との競合や、着果不良や日焼け果、つやなし果、グリーンバック果などの高温障害により、例年と比較し大幅な減収や品質の低下となりました。これからも地球温暖化が深刻化していくことが懸念されている中、農業経営への影響はもとより、地域経済にとっても大きな影響を及ぼすことが心配されます。今後は、酷暑対策の一環として、遮光ネットの導入や暑さに強い品種の検討など、気象変動に対応できる安定的な生産体制の確立が必要であると考えておりま

す。

２点目の「新規就農者を対象としている施設園芸促進ハウス新設補助事業を、以前実施していたように既存農家へ拡げる考えはないのか」について申し上げます。現在、施設園芸促進ハウスの導入に対する町の補助は、営農リスクの高い新規就農者の定着を支援する観点から実施しているところであります。しかし、近年の燃油価格の高騰や円安の影響により、農業資材は例年の約1.５倍に高騰しており、既存の農業者においても営農リスクが高まっていることから、とりわけ本町の担い手として、設備の更新や経営規模の拡大を検討している生産者にとっては、農業経営を維持していく上で、大きな障害となっているものと認識しております。このことから、設備の更新や経営規模の拡大を目指している担い手農業者の支援を目的に、施設園芸ハウス導入に要する経費の支援を検討してまいります。

３点目の「町として６次産業化をどのように考えているのか」についてでございますが、これまで仁木町ではシャインマスカットのブランド化や、果樹を中心とした観光産業の振興、ワインツーリズムプロジェクトによるワイン産地の確立など、町内で生産された農作物に様々な付加価値を加え、６次産業化を進めてまいりました。議員仰せのとおり、これからの農業は、生産された農産物をそのまま市場に出荷するだけではなく、付加価値を与え商品化し、いかに新たな価値を創出するかが重要であると考えます。今後も、仁木町の豊かな自然により生産された地域資源を様々な角度から検証し、新たな付加価値を生み出すよう努めてまいります。以上でございます。

〇議長（横関一雄）嶋田議員。

〇８番（嶋田　茂）それでは、再質問させていただきます。

今仁木町の農業は、１戸平均の売上げが2000万円を超えると聞いております。これは農協に出している農家のデータでございます。この売上げを維持、又はそれ以上に伸ばす経営をしていかなければならないと考えます。農業が良くなれば、町も良くなっていくと考えます。毎年違う天候に対応できる経営をしていかなければならないと考えます。そこで、１点目の部分で、町長が申し述べました、遮光ネット、また、ハウスクール（吹付型遮光材）に対して今後の農業に対しての補助とかは考えていますか。

〇議長（横関一雄）佐藤町長。

〇町長（佐藤聖一郎）嶋田議員の仰るとおりですね、今、仁木町の農家の平均所得が2000万円近くなったということで、数年前から私自身が農家の所得を上げたいということで、いろんな施策を展開してきた中でですね、ハウス補助等も含めて色々と支援をさせていただいた中、又は機械設備という部分で様々な環境整備を色々支援させていただいた、そういった効果が今となって、それぞれの農家の皆さんのですね、そういった所得の部分でつながってきたのではないかというふうに受け止めているところでございます。もちろん農家自身のそれぞれの努力はもちろんありますけれども、そういった環境整備ができるか、できないかによってですね、この厳しい社会情勢や自然環境を乗り越えることができるかという部分では、様々な地域でも苦労している中で、仁木町はそういった部分では一定の成果が出ているのではないかというふうに受け止めているところでございます。

今後、遮光ネット等も含めてですね、町として支援できるところは支援と言いますか、まずその支援をする前の段階で、果たしてこれが効果あるものかどうかというのをですね、きちんと町として検証しなければならない部分がございますので、そういったことも含めてですね、調査研究も含めて行い、その延長線上として、生産者からのそういったニーズ需要、また効果があるという判断をした場合には町として補

助になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○８番（嶋田　茂）今、町長が言ったように、遮光ネットだとか、ハウスクールというのは気温が高いときにハウスの中の温度を下げるという資材であります。そういった中で、今現在既存でやっている皆さんがやっている部分もあります。その部分で、どういう効果があるかというのは、今年、すごく暑かったので、それが効果で表れて、ハウスに入ったときにパートさんが、やっているところと、やっていないところでは全然違うというふうに、パートさんが「仕事がしやすい」とも言っていました。ただ、外の温度が35度だとか36度だとかになったときに、中の温度も35度以上はあるんですけれど、だけれども、上にかかっていることで直射日光が当たらないで暑いんだけれども、暑さが和らぐという感覚なんですね。だからそういう部分では、今後町として、そういう部分も考えていただけたらと私は思いますけれども、先ほど町長が言ったように、今後そういう検証ができた場合には、ぜひ遮光ネットやハウスクールの部分も考えていただければと思います。

　続きまして、２点目の部分で町長の方から施設園芸促進ハウス事業の部分で、町長は「導入に要する経費の支援を検討しているところであります」と仰いましたが、その部分はすごくありがたい話です。そういう中で、仕事の効率だとかそういうのを考えて、導入に対しての部分で、自動換気だとか、自動灌水とかの部分でもやはり作業効率を上げていって、人がいなくても仕事の効率を上げるために、そういう部分も出てきています。個人でやっている人も今は出てきています。そういった部分で、自動換気・自動灌水の部分の支援というのも、ハウスの補助、支援に付けて一緒にやることはできないでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）要望を言えば切りがなくなってしまう部分があるとは思うんですけれども、ただ、新しいハウスに対する補助を検討しているという部分で、先ほどご答弁申し上げた部分でですね、先ほども申し上げましたけれども、10年前から長期的に既存農家に対してハウスに対する補助をさせていただきました。ある程度初期の目的が達成されたという部分もあってですね、町としてそういった支援は一度見直すということで、止めた経緯がございます。今回再度新たに検討しているという部分は、この昨今の社会情勢などを含めてですね、資材が高騰している、物価が高騰しているという部分を鑑みまして、町として、やはり短期間的にも支援をした方が良いという判断の中で、そういった支援をしようと思っています。

　先ほど来から、嶋田議員が仰っている、自動灌水設備とか、その他もろもろの部分に関してもですね、そういった部分は、自己努力でできるものはぜひともですね、先ほど嶋田議員が農家の生産者の人たちも徐々に体力が身についてきて所得も上がってきたというお話もありましたとおり、ある程度の部分は自己努力の部分でやっていただきたいという思いがあります。ただ、それができない担い手や新規就農者、そういった部分では町としても支援しなければならないのかなというふうに認識しているんですけれども、これをすべて満遍なくやるとなると、なかなか予算も限られてしまいますし、これが期間も長くなってしまうと、なかなか町としても限られた財源の中で色々やらなければならない部分で、非常に歯がゆい部分がございますので、そういった部分をですね、きちんと優先順位と言いますか、きちんと見極めてですね、これから支援できるところは支援するという形で町としては考えているところでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○８番（嶋田　茂）町長の考え方として、今までの、既存でやっていた方にも今の1.5倍の高騰という部分

で考えたら支援していこうというふうに考えているという部分なんだけれども、今、自動換気と自動灌水の部分を私も質問したんですが、今後、こういう部分が多分大事になっていきますので、これは検証しながら、町の方でも考えていただきたいと思います。

次に３点目ですが、仁木町にはいろんな果物があります。日本一のミニトマトがある町ではありますが、商品開発ができてないと私は考えます。それはなぜ言えるかといいますと、ミニトマトなんかでも、トマトジュースだとか、リンゴジュースだとか、ブドウジュースだとか、そういうジュース関係はあるんですけれども、他の消費者が買いたいというような、目につくようなものがないという、極端に言いますと、パスタソースだとかパスタだとかトマトに関して言えば、そういう部分の商品開発ができていない。だから、６次化という部分で私は大事なことだと思うんですけれども、今後、その６次化の部分で、この町がより一層収益を上げていく、農家が収益を上げていくとなれば６次化をしていかなければならないと思うんですが、結局、いろいろな商品を作る加工施設が無いんです。ジュースしか無いんです。そういった部分で、町として今後、何か生産者の努力だとか農協の努力だとかもあって、そんな中で町としてはこういうことを考えなければならないという部分で、加工施設の部分で少し考えることはできないでしょうか。

〇議長（横関一雄）佐藤町長。

〇町長（佐藤聖一郎）お気持ちは重々分かります。

ただ、そういった商品開発とか加工製品を生み出すというのは、町がすることというよりも、やはり事業者である、まず生産者なり、またそういう方々のアイデアによって生まれてくるものだと思います。それに対する支援とかは一定程度町からあっても良いとは思いますけれども、町が商品開発をしたり、そういった部分で最初から加わるという部分はなかなか難しいものがあるというふうに私自身考えておりますので、まず例えば、仁木町というのは６次産業化的には私自身は非常に先進的な地域だと思います。いろんなジュースを作ったりというのを、もう何十年も前から試みて行ってきたわけで、観光農園とかも含めてですね、いろいろ皆さん努力されてきた部分ありますので、それを踏まえてですね、「では、なぜ今それがないのか」という部分で、現実問題としてやはり生産者のある一定程度の協力も必要になってきます。加工品を作るとなれば、天候が悪いから、例えば、はねた物を加工に回すとか、そういう意識ではなかなか安定化しませんので、ある一定程度、生産者の皆さんの協力がなければ加工というのはなかなか長続きしないのではないかというふうに思っているところでございますので、そういった意識付けとかをですね、これから皆さんで高めていって、そういった部分では町と生産者と、又はそういった専門関係の方々と一緒に含めて、いったい今後の可能性、どういったものができるのかということを議論して、形にしていくことは重要なことだと私自身は思っていますんで、そういったきっかけ作りはですね、これから町としても支援していきたいというふうに思っている次第でございます。

〇議長（横関一雄）嶋田議員。

〇８番（嶋田　茂）町長の言うとおりなんですよ。

商品開発というのは確かに町が絡んでやるものではないです。それで実際のところ、いろんな部分で今まで商品開発をしてこれなかった、考えてこなかったというのは、自分なりには考えてはいるんですが、だけれども周りを巻き込んでという部分ではまだ足りなかったのかなと。だけど実際のところ、６次産業化というのは、もうここ仁木町としては周りから見ると遅れていると私は思っているんで、意見を出しながら、アイデアを出し合いながら、今、生産者仲間と、また農協と絡めまして、今後そういう部分で「こう

いうことをやりたい」という部分をきちんと精査して、町の方にその考え方を述べて、町がそれに応援してくれるというならば、ここの町にも６次産業化という部分では、もっともっと売るものができてくるのかなと思います。それで今は、この６次産業化というのは、早く言えば近々の課題だと思っているので、今後仁木町で採れた作物が、今既存で売っている部分の何倍にもなって売れるようなスタイルの売り方をしていきたいと思っているので、今後、そういうふうになったときには、町の協力が頂ければと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）町としてもこれまでいろいろな企業とのつながりを持って、６次産業化に向けた取組というのは行っております。ご存じのとおり、例えばモリモトというお菓子屋さんは農家のサクランボを使って、又はシャインマスカットを使って商品開発をしていただいております。

嶋田議員の仰るとおり、仁木町に新たな商品が生まれることによって、例えばふるさと納税等のレパートリーも増えてきますし、新たな町としての収益にもつながっていくことは大きな部分では大事なことでありますので、そういったことも鑑みますと、将来的に仁木町として売れる、商品化できるものを生み出していくことがですね、重要なものというふうに思っておりますので、そういった部分では、町としても、今後、積極的にいろいろ調査・研究しながら、農家の生産者の皆さんのご協力も頂きながら、いろいろ取組を進めてまいりたいとそういうふうに考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○８番（嶋田　茂）最後になりますが、町長の意見を頂きまして、今日の一般質問を終わりたいと思いますが、今後、高規格道路が来年完成するわけですけれども、それに向けて、やはりいろんなことを考えていかなければならないと思いますので、今後とも農家が良くなるように考えていきたいと思いますんで、そのときはご協力の方を願いまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）続きまして、『給食費の無料化について』以上１件について、上村議員の発言を許します。７番・上村議員。

○７番（上村智恵子）給食費の無料化について、一般質問させていただきます。

仁木町の小・中学校は、今臨時交付金を使って給食費が無料となっており、親にとっては大変ありがたい子育て支援になっています。現在、国内の実質賃金は政府の資料でも年々減少していて、特に子育て世帯は教育費なども高騰し深刻な状態となっており、今子育て世帯に対する支援が最も求められていると考えております。仁木町では元々給食費が二人目半額、三人目無料という、いち早い子育て支援を実施しておりますが、ここ数年の間に全国的にも小・中学校給食費無料化が進んでまいりました。先月、総務経済常任委員会研修視察に行ってきた東川町も子どもが増えている町ですが、今年４月から無料化を実施しております。今後の給食費をどうするのかお伺いします。

次に、保育所の給食についてお伺いします。にき保育所は今新しく建て替えが行われ、目の前で調理されたあたたかな給食が提供される理想の給食となります。では、大江保育所、銀山保育所の給食はどうなっているでしょうか。学校給食センターからの提供ができないのか、お聞きいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、給食費の無料化について、の質問にお答えいたします。

１点目の「今後の給食費をどうするのか」について申し上げます。学校給食費に対する支援につきましては、経済的支援を要する家庭には、就学援助制度により給食費を始めとした教育費用を支援しているほ

か、２人目の児童生徒は２分の１以内、３人目以降の児童生徒には10分の10以内を補助する「仁木町学校給食費補助金」により支援しているところであります。また、令和４年10月から令和６年３月まで、国の交付金を活用し、給食費の全額を補助しているところであります。本町としましては、これまでの町の施策、国の動向等を踏まえ、抜本的な子育て世帯への支援のあり方、施策について調査検討してまいりたいと考えております。

２点目の「大江保育所、銀山保育所の給食はどうなっているのか」について申し上げます。大江、銀山両へき地保育所の給食につきましては、毎週水曜日がお弁当持参、それ以外につきましては、白米のみを持参し、後志報恩会の就労継続支援Ｂ型事業所シェアリング和光が調理した副食を配達していただいている状況であります。

３点目の「学校給食センターから提供できないのか」につきましては岩井教育長からお答えいたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）給食費の無料化についての質問の３点目、「学校給食センターから提供できないのか」にお答えいたします。

文部科学省の見解では、学校給食法において学校給食は小中学校などの義務教育諸学校に提供するものとしており、外部へ給食を提供することにより、本来の業務である小中学校への給食提供の業務に支障や負担を生じさせること、提供する頻度が本来の業務を上回ること及び提供対象が増えることによる栄養教諭の業務負担増が考えられること、また夏季休暇等の長期休業中は調理場の機器が一定量以下の調理となり、安全装置が働き調理することができないことにより通年での提供ができないことから、学校給食をへき地保育所に提供することはできないものと考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）今現在、給食費を無料にしていますが、就学援助者に対しての国の援助はどうなっているのか、お聞きいたします。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）今現在の給食費の補助につきましては、物価高騰対策の補助金としまして、令和５年度は1112万円の補助を頂いているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）就学援助の関係でございますが、全額町の方で負担してございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）それでは、給食費を無料化した場合の金額と就学援助者、学校給食費補助金利用者の占める割合が分かれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）給食費を無償化した場合のですね、令和６年度の見込みについてでございます。

昨今の食材費の高騰により10％程度の給食費の増を検討しているところでございまして、仁木町内の小中学校の児童生徒分を上昇した給食費で試算しますと、賄材料費、いわゆる食材費としましては、およそ1515万円。こちらから要保護世帯に対する部分、児童養護施設など国から措置されている分という対象外の部分が237万円、そして町で例年実施しております第２子以降の給食費補助金、およそ228万円を差引き

しますと、およそ1050万円が町の新たな持ち出し分となるものでございます。それと要保護世帯に対する就学援助制度等の先ほどの237万円につきましては、全体のおよそ15％になるものと思われます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）それでは給食等が学級閉鎖とかで休日が続いた場合に、給食費というのは日割りで返還したりするんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）給食費の返還等につきましてはですね、現在のところルールとしまして20日前にお休みがわかっていた場合は返還をするということにしておりますので、急遽の学級閉鎖ですとか、そういった部分については返還はしないこととなってございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）多子世帯に配慮した給食費補助金ですけれども、やはり複雑化していて、給食費を全体から集めるとか、それからいろんな補助を受けている人を除いたりしたり、本当に複雑で事務が大変だと思うんですよね。給食センターを利用している赤井川村は平成27年より村が負担しています。ぜひとも平等に給食費無料化に踏み切った方が、こちらもやりやすいのではないかなというふうに思いますけれども、国の方でも子ども未来戦略の中で議論されている問題でもありますし、早く結果を出してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それぞれの地域の色々なやり方という部分もありますけれども、本町は本町でですね、これからの子ども子育て支援に対して何ができるのかというのを、今現在検討中でありまして、給食費に限らず様々な部分でもですね、今一定的にやろうというふうに検討している段階でありますので、今後そういった部分では、また議員の皆さまにお示しさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）２点目ですけれども、シェアリング和光さんの副食を見たことがありますでしょうか。２歳児から５歳児に辛子和えや、絹さやが２分の１とか、本当に野菜が少なく生姜なども出たりして、ただ大人のお弁当を小さく切った、そういうものが副食として出されているんですよね。もう30年以上も前ですけれども、うちの娘も大江保育所に通っていましたけれども、そのときはお昼にシチューだとか、カレーとか、汁物など温かいものも提供されていましたけれど、O-157が世間で騒がれて調理場がないから作ったら駄目だということになって、色々とセブン-イレブンとか、それからパンに切り替えたりして対応してきたと思うんです。そして、途中から銀山のふれあいから温かいものが提供されるなどしていたんですけれども、そのふれあいも無くなってしまって、現在に至っています。先月、子育て支援拠点施設の所管事務調査で新しい保育所を見ていて、やはり、あの場でぴかぴかの調理場を見て、子どもたちがそこで作っているものを温かいまま配食されるんだなというふうに考えたら、あれ、銀山や大江の子はどうしているんだろうというふうに思ってしまいました。

同じ仁木の大切な子どもたちにこんな格差があって良いのでしょうか。給食はただ食べるものだけ提供すれば良いのでしょうか。子どもたちの命を守り体の基礎を作っていく大事な教育の一環であります。町では、この現状に心が痛みませんか。このままで良いと思っていますか、お聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今回、新たにできる子育て支援センターでは、そういった子どもたちが喜んでもらえるような環境づくりという部分で提供できる訳でありますけれども、それ以外の大江・銀山地区においては、同じような環境づくりができるかといえば、現実的にはなかなか難しいというのが本音であります。ただ、銀山や大江の子どもたちがですね、にき保育園に通っている子どもたちと同じような機会を作るということになればですね、やはり今後の保育所の在り方もですね、やはり我々はきちんと考えていかなければならないのかもしれませんし、それぞれの地域に保育所をどうしても残したいという意向があるのであれば、そういった部分では、やはり理想と現実のはざまでですね、地域の皆さまにご理解を頂きながら、保育所をその地域で維持できるような体制づくりというものをですね、やはり考えていかなければならないと思っているところでございます。

すべてを同じような場面で与えるというのは、仁木町のこの財政規模を考えても、なかなか難しいものがあって、本来であれば子どもたちにそういった機会を与えてあげたい、そういった思いは強いわけでありますけれども、なかなかそれができないというのが、我々も歯がゆい、現実と理想のはざまで戦っている部分でございますので、その辺の部分はご理解頂きたいと思います。

ただ今、上村議員が仰った、そういったシェアリング和光さんでいただいている副食がそういうような状況であるというのであればですね、きちんと担当として、そういった状況を見ながらですね、果たして新たな形で提供することが可能なのかどうかという研究をしなければならない。調査する余地はあると思いますので、そういった部分は、今後、取組を考えていきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○７番（上村智恵子）それで私は、学校給食をへき地保育所でもできないのかなというふうに考えたんですけれども、以前も質問したときに学校給食法を出してきて、私もそういうものかと、できないんだなと思っていました。しかし今回いろいろ調べているうちに、幕別町や新十津川町が、へき地保育所にもう随分前から給食を届けているんです。給食センター条例で第１条に、「幕別町立幼稚園、小学校、中学校及びへき地保育所の給食を実施する施設として、幕別町学校給食センターを設置する」というふうに条例がありました。やはり、休みの時はどうするのかという問題とか、いろいろあるかと思いますけれども、お弁当よりは学校給食が提供される日がもしあるならば、それを届けてくれるのが１番理想的だと思うんです。やはり子どもたちのために何か方法があるはずです。ぜひ他の町村のことも研究しながら給食センターの在り方を検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）先ほど、学校給食法のことをお話しさせてもらったんですけれども、学校給食法ではやったら駄目だということではないんですよね。ただ今のうちの施設としては、難しいという答弁なんです。というのはですね、今、仁木町と赤井川村そして、仁木町内であれば、仁木小学校・中学校そして銀山小学校・中学校と４か所に配送車が１台で回っている状況でございます。今、朝から調理を行いまして配送車が出るまでの間というのがですね、もうそれでギリギリな状況でありますので、例えばこれが、保育所にも運ばなければならない、保育所分の仕分けをしなければならないとなった場合、その分の調理時間だとか、その仕分け時間が余分にかかってくる。そうしたら調理員さん方の朝の出勤時間が早くなったり、小学校・中学校の子どもたちに温かい給食を提供できなかったりというところがありますので、今の

学校給食を、自分としては小中学校に提供している部分でもう目一杯なのかなというふうなことを考えておりますので、給食が提供できないという答弁をさせていただきました。以上です。
○議長（横関一雄）上村議員。
○７番（上村智恵子）いろんな事情があるかと思いますけれども、やはり何とか温かいものを保育所に届けるような施策を、今町長も仰ってくださいましたけれども、調理するところが仁木町にはあまりないですけれども、何とか良い方法で子どもたちが、せっかく仁木町の野菜や果物や豊かな土地に生まれながら、そういう保育所時代から粗末な給食では本当にかわいそうだと思うので、ぜひ検討していただきたいと思いますけれど、よろしくお願いします。
○議長（横関一雄）佐藤町長。
○町長（佐藤聖一郎）決して、言い訳ではないんですけれども、今回の上村議員からの質問を受けて、担当の方に、果たして大江や銀山の子どもたちに対して、給食センターから給食を提供することが果たして無理なのかどうかということを、いろいろ話を聞きました。細かい部分でいえば色々ございます。例えば今作っている調理器が大人数の調理に適している部分というのがあってですね、なかなか少人数の調理ができないというような部分もございます。また、細かい部分でいうとそれぞれ備品とかも含めて、ある程度お金をかけたり、ある程度人員を増やしたり、ある程度環境に対して更に整備をすれば、ひょっとしたらできないことはないかもしれません。ただ、この先を見たとき、10年、20年と町として、そこまで金をかけて維持をするほどしなければならないのか、それともそれが代替でそれができるんであれば、町としてなるべく将来のことを鑑みたときに、負担を少なくして子どもたちに良い給食を提供することができないものなのか、そういった調査・研究をこれからしなければいけないと、今のご質問を受けてしていくべきだと私も認識しましたので、ちょっとこれからいろいろな部分でですね、勉強してまいりたいと思っているところでございます。
○議長（横関一雄）上村議員。
○７番（上村智恵子）以上で終わります。
○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第９　議案第１号
仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第10　議案第２号
特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第11　議案第４号
仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第９、議案第１号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第11、議案第４号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上３件を一括議題とします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案３件につきまして提案説明をさせていただきます。

まず、はじめに議案第１号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成３年仁木町条例第２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

次に、議案第２号のページをお開き願います。議案第２号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

次に、議案第４号のページをお開き願います。議案第４号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仁木町条例第20号）及び、仁木町職員の育児休業等に関する条例（平成４年仁木町条例第６号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。以上、議案第１号から議案第２号、そして議案第４号の一括提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長

○総務課長（鹿内力三）議案第１号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第４号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定までにつきまして、関連がありますので、一括でご説明いたします。

議案第１号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本年８月７日、人事院は国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について官民格差などに基づき給与水準の見直しの勧告を実施しました。今回の主な勧告は、民間の支給状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当支給月数を0.05月分ずつ引上げ、及び俸給表の水準の引上げの改定となっており、これに伴い第212回臨時国会において関係法案が可決されたところであります。この度の条例改正につきましては、本町といたしましても、公務員の労働基本権制約の代償措置であります人事院勧告を尊重し、また国準拠の基本的理念の下、職員給与などに対しては人事院勧告に基づき改定方針を決定したところであり、合わせまして議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.5月とするための改正であります。内容につきましては、令和５年12月期における支給月数を0.1月引上げ2.3月とし、令和６年度以降は６月期と12月期の支給月数をそれぞれ2.25月とし、総支給月数を4.5月とするものであります。改正に伴う関係予算につきましては、一般会計補正予算書17ページ、１款．議会費、３節．職員手当などに記載しており、本改正による補正分は17万4000円の増となるものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第１条関係の改正につき

ましては、第５条の期末手当支給額の条文中、期末手当の支給率「100分の220」を「100分の230」に改め、支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.5月とするものであります。

２ページをお開き願います。第２条関係の改正につきましては、第５条の期末手当支給額について第１条関係で改正した支給月数を「100分の225」と改め、総支給月数を4.5月とするものでありまして、第１条による改正と第２条による改正での総支給月数の変更はございません。次に附則でありますが、附則第１項及び第２項につきましては、施行期日の適用の定めであり、第１条関係の改正は公布の日から施行し、12月１日から適用するもので、第２条関係の改正は令和６年４月１日から施行するというものであります。附則第３項につきましては、改正前の条例で既に支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いという規定であります。

以上で議案第１号の説明は終わりまして、次に、議案第２号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、議案第１号でも説明させていただきましたが、本年の国家公務員による給与等の改正に係る人事院勧告を踏まえた、国準拠の改定方針に基づく職員給与の改正に合わせ、特別職であります町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.5月とする改正であります。内容につきましては議案第１号と同様に、令和５年12月期における支給月数を0.1月引上げ2.3月とし、令和６年度以降は６月期と12月期の支給月数をそれぞれ2.25月とし総支給月数を4.5月とするものであります。改正に伴う関係予算につきましては、予算書19ページ、２款．総務費、及び、50ページ、10款．教育費の３節．職員手当などに記載しており、本改正により20万3000円の増となるものであります。

こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明させていただきます。第１条関係の改正につきましては、第４条第２項中、期末手当支給率「100分の220」を「100分の230」に改め、支給月数を0.1月引上げ、総支給月数を4.5月とするものであります。

２ページをお開き願います。第２条関係の改正につきましては、第４条第２項中、第１条関係で改正した支給月数を「100分の225」と改め、総支給月数を4.5月とするものでありまして、第１条による改正と第２条による改正の総支給月数の変更はございません。次に附則でありますが、附則第１項及び第２項につきましては、施行期日の適用の定めであり、第１条関係の改正は公布の日から施行し、12月１日から適用するもので、第２条関係の改正は令和６年４月１日から施行するというものであります。附則第３項につきましては、改正前の条例の支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定であります。

以上で、議案第２号の説明を終了し、引き続き議案第４号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本条例改正につきましても令和５年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の給与月額の改正及び地方自治法の一部改正により、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことから、勤勉手当支給に係る改正を行うものであります。内容につきましては、給与及び費用弁償に関する条例は、給料表の改定及び勤勉手当支給に係る条項の追加でありまして、育児休業等に関する条例は、育児休業中の勤勉手当支給対象から会計年度任用職員を除外する規定を削除する改正でございます。

では、こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表１ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所及び太枠で囲っている表が改正箇所であります。第１条関係をご説明いたします。別表給料表の改定です。号俸につきましては職員の給料表１級の号俸と同じ額となるものでございます。

４ページ、第２条関係でございます。パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が地方自治法の一部改正により可能となったことから、勤勉手当支給に係る条文追加などの改正を行うものであります。第３条会計年度任用職員の給与は給与の中に「勤勉手当」を加える改正でございます。第12条の２勤勉手当は、フルタイム会計年度任用職員は給与条例の職員の勤勉手当の規定を準用するというものです。同条第２項は、勤勉手当はフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の規定を準用するというものです。第20条の２、勤勉手当はパートタイム会計年度任用職員は給与条例の職員の勤勉手当の規定を準用するというものです。同条第２項、勤勉手当はパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給の規定を準用するというものです。

５ページ、第３条関係でございます。仁木町職員の育児休業等に関する条例の改正で、育児休業中の勤勉手当支給対象から会計年度任用職員を除外する規定を削除する改正でございます。第７条育児休業をしている職員の期末手当等の支給、第２項は育児休業をしている職員の規定から「会計年度任用職員を除く」という文言を削る改正でございます。第８条、育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整は、会計年度任用職員の定義について、第７条の改正で除いたため、その文言を追加するものでございます。附則第１項につきましては、施行期日の定めで公布の日から施行するものでございます。ただし、第２条及び第３条の規定、勤勉手当に係る改正は改正法の施行に合わせ、令和６年４月１日から施行するものでございます。第２項、令和６年３月31日までの給与等の特例は、第１条の給料表の改正は人事院通知により、常勤職員の取扱いに準じて令和５年４月１日から適用する等の規定でございます。以上で議案第１号から議案第４号までについて一括説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題３件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第１号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第１号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第１号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例制定について』は、原案のとおり可決されました。

　次に、議案第２号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、議案第２号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

　お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、議案第２号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

　続いて、議案第４号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、議案第４号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

　お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、議案第４号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第３号
仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第３号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

　本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第３号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

　詳細につきましては鹿内総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第３号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本条例の一部改正につきましても、本年８月７日に実施された国家公務員に対する令和５年人事院勧告、並びに給与法の可決に伴い、国準拠の改定方針に基づいた本町の職員給与費の改定方針により期末手当及び勤勉手当支給月数の0.05月ずつ引上げ、及び職員の給料表の改定について所要の改正を行うものであります。また、職員の昇給に係る勤務成績の期間について、毎年度ごとに実施する人事評価の結果を反映させるため、その期間との整合性をとるための改正も併せて行うものであります。改正内容につきましては、期末手当の令和５年12月期における支給月数を0.05月引上げ1.25月とし、令和６年度以降は６月期と12月期の支給月数をそれぞれ1.225月とし、総支給月数を2.45月とするものであります。勤勉手当は、令和５年12月期における支給月数を0.05月引上げ1.05月とし、令和６年度以降は６月期と12月期の支給月数をそれぞれ1.025月とし、総支給月数を2.05月とするものであります。給与表の改定は、民間給与との格差0.96％を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置き給料を引上げ、初任給については、大卒者１万1000円、高卒者１万2000円、平均1.1%引き上げるものであります。本改正に伴う関係予算につきましては、すべての会計におきまして、２節．給料、３節．職員手当等、４節．共済費となっておりますので、予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、関係する予算額といたしましては、人事院勧告分として職員給与費分約350万円、期末手当分180万円、勤勉手当分170万円でありまして、その他、共済費、退職等に係る給与費の増減を含めますと補正総額としては約264万円の増となるものであります。

では、こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表１ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第１条関係をご説明いたします。第22条第２項は職員の期末手当に係る支給率「100分の120」を、６月に支給する場合は「100分の120」、12月に支給する場合は「100分の125」に改め、12月分の支給期末手当を0.05月引き上げるものであります。同条第３項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当に係る支給率のうち、12月に支給する場合は「100分の70」に改め、12月の期末手当を0.25月引き上げるものです。第23条第２項第１号は、職員の勤勉手当に係る支給率「100分の100」を６月に支給する場合には「100分の100」、12月に支給する場合には「100分の105」に改め、12月分の勤勉手当を0.05月引き上げるものであります。第２号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当に係る支給率のうち、12月に支給する場合は「100分の50」に改め、12月の勤勉手当を0.025月引き上げるものです。

２ページから８ページまでの別表第１につきましては給料表の改正で、初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引上げ改定し、１級の高卒初任給１－５で１万2000円、３ページ大卒者初任給１－25で１万1000円の引上げ、平均で1.1%引き上げるものであります。

続きまして第２条関係をご説明いたします。９ページの新旧対照表をお開き願います。第５条は、初任給、昇給の基準で、職員の昇給、第４項は勤務成績に応じて行うものと定めており、この勤務成績の期間を年度ごとに実施する人事評価結果の昇給へ活用させていくための改正です。具体には、昇給日の直近の人事評価の期間となるものというものです。第22条第２項は、第１条関係で改正した支給月数を６月と12月の支給月双方を「100分の122.5」と改め、期末手当支給月数を2.45月とするものです。同条第３項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当に係る支給率を、６月と12月の支給率双方を「100分の68.75」と改め、期末手当支給月数を1.375月とするものです。第23条第２項第１号中、第１条関係で改正した支給月数を、６月と12月の支給率双方を「100分の102.5」と改め、勤勉手当支給月数を2.05月とするものです。第２号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当支給月数を「100分の48.75」に改め、勤勉手当支給月数を

0.975月とするものです。いずれの職員につきましても、第１条による改正と第２条による改正で、総支給月数の変更はございません。次に附則でありますが、附則第１項及び第２項につきましては、施行期日と適用の定めでありまして、第１条関係の改正は公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用し、第２条関係の改正は令和６年４月１日から施行するというものです。附則第３項につきましては、改正前の条例で既に支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす規定であります。附則第４号につきましては、規則への委任に関する規定であります。以上で議案第３号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、議案第３号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

　お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、議案第３号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

　暫時休憩します。

休　憩　　午後　２時２６分

再　開　　午後　２時３５分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

日程第13　議案第５号

令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第５号『令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号)』を議題とします。

　本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第５号、令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号)。令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5080万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1350万2000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第２条、債務負担行為の追加は、第２表　債務負担行為補正による。地方債の補正、第３条、地方債の変更は、第３表　地方債補

正による。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長（横関一雄）和田財政課長。

〇財政課長（和田秀文）議案第５号、令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款．国庫支出金から、22款．町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額5080万3000円を追加し、補正後の合計を56億1350万2000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から13款．諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額5080万3000円を追加し、補正後の合計を56億1350万2000円とするものでございます。

４ページをお開き願います。債務負担行為補正、追加でございます。テレビ中継局送受信施設敷及び地下埋設敷借上げのための債務負担行為につきましては、稲穂峠上の国有林野を有償契約しているものでありまして、期間は令和６年度から８年度まで、限度額につきましては１万2000円となってございます。下段、記念碑用敷借上げのための債務負担行為につきましては、稲穂峠下の国有林野を有償契約しているものでありまして、期間は令和６年度から８年度まで、限度額は１万8000円でございます。

５ページ、地方債補正、変更でございます。緊急自然災害防止対策事業（道路防災）につきまして、工事完了によりまして、限度額を820万円に減額、中段、町道標識設置事業につきましても、委託事業完了によりまして130万円の減額、下段、緊急自然災害防止対策事業（河川改修）につきましては、入札辞退によりまして750万円に減額するものでございます。

７ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から22款．町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

８ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳につきましては、国道支出金が632万4000円の増、地方債が5440万円の減、その他が292万3000円の減、一般財源が１億180万2000円の増となっております。

９ページをお開き願います。歳入でございます。15款．国庫支出金、１項．国庫負担金、１目．民生費国庫負担金につきましては、教育・保育に必要な費用の公定価格改定によりまして627万5000円の追加、２目．衛生費国庫負担金は国民健康保険の基盤安定と未就学児均等割の額確定によりまして２万9000円の減額。２項．国庫補助金、１目．総務費国庫補助金は事業費確定によりまして95万9000円の追加、２目．民生費国庫補助金は、放課後児童クラブの委託料減と妊娠届の増によりまして、交付金の増で91万8000円の減額、４目．土木費国庫補助金は、事業完了によりまして28万円の減額でございます。

10ページをお開き願います。16款．道支出金、１項．道負担金、１目．民生費道負担金につきましては、教育・保育の公定価格増額の道負担分313万7000円の追加、２目．衛生費道負担金は、国民健康保険基盤安定の額確定によりまして49万円の減額。２項．道補助金、１目．総務費道補助金は、首都圏からの移住に対する補助で、北海道への申請終了によりまして120万円の減額、２目．民生費道補助金は、放課後児童クラブの委託料減と妊娠届の増によりまして111万9000円の減額。３項．道委託金、１目．総務費委託金は、権

限移譲委託金確定によりまして１万1000円の減額でございます。

11ページ、17款．財産収入、１項．財産運用収入、２目．利子及び配当金につきましては、財政調整基金から森林環境譲与税基金までの利子４万8000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。18款．１項．寄附金、１目．一般寄附金につきましては、ふるさと納税の寄附見込みによりまして１億4168万7000円の追加、２目．総務費寄附金は、企業版ふるさと納税の30万円の追加でございます。

13ページ。19款．繰入金、１項．基金繰入金、１目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため4000万2000円の減額、２目．ふるさと振興基金繰入金は、事業完了によりまして50万円の減額、３目．森林環境譲与税基金繰入金も事業完了によりまして45万1000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。21款．諸収入、４項．受託事業収入、４目．共済金受託収入につきましては、額確定によりまして2000円の追加。５項．４目．雑入は、ネーミングライツの収入と消防用地購入費の確定等により232万2000円の減額、５目．宝くじ交付金収入は、額確定によりまして11万7000円の追加でございます。

15ページ。22款．１項．町債、５目．土木債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

17ページをお開き願います。歳出でございます。１款．１項．１目．議会費につきましては27万5000円の減額でありまして、給与改定によります報償費等の増減と、18ページ、議会だより発行経費の執行残でございます。

19ページ。２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては90万2000円の追加で、給与改定に伴う報酬等の増と、21ページ、負担金補助及び交付金につきましては、給与システム改修による増でございます。４目．財産管理費につきましては687万1000円の減額でありまして、給与改定による報酬等の増と、22ページ、電気料の執行見込みによる減と消防用地購入による賃借料及び購入費確定による減でございます。５目．企画費は、首都圏からの移住に対する補助160万円の減額。

23ページ、８目．ふるさとづくり事業費は、ふるさと納税の寄附見込みの増によりまして、積立金8736万3000円の追加。２項．徴税費、１目．税務総務費につきましては、給与改定により28万3000円の追加。

24ページをお開き願います。３項．１目．戸籍住民登録費も給与改定によりまして25万6000円の追加。25ページ。４項．選挙費、２目．知事道議選挙費はすべて執行残で86万3000円の減額。27ページをお開き願います。３目．仁木町議会議員選挙費もすべて執行残で1383万7000円の減額でございます。

28ページをお開き願います。６項．１目．監査委員費につきましては、監査委員の再任によりまして８万円の減額でございます。

30ページをお開き願います。３款．民生費、１項．社会福祉費、１目．社会福祉総務費につきましては、給与改定により89万8000円の追加、２目．老人福祉費は65万8000円の減額で給与改定及び、32ページ、介護システム改修によります後志広域連合負担金の増と、仁木町社会福祉協議会の職員採用がなかったことによる減でございます。４目．心身障害者特別対策費につきましては、令和３年度の障害児入所負担金の返還金１万2000円の追加、５目．国民年金事務費につきましては、給与改定により14万2000円の追加、33ページ、６目．後期高齢者医療費は、後期高齢者医療広域連合の負担金確定による減、及び後期高齢者医療特別会計への繰出金増によりまして1356万3000円の減額でございます。２項．児童福祉費、１目．児童福祉総務費につきましては970万4000円の追加で、給与改定と出産祝金の増、34ページ、委託金は、放課後

児童クラブの職員退職及び子ども・子育て支援事業計画策定費の減でございます。負担金補助及び交付金につきましては、教育・保育に必要な経費の公定価格改定によります増と、出産・子育て応援ギフトの増、返還金につきましては、令和４年度の事業費確定によるものでございます。

36ページをお開き願います。４款．衛生費、１項．保健衛生費、１目．保健衛生総務費につきましては、308万3000円の減額で給与改定による増減、37ページ、余市協会病院への補助金の増と国保会計の繰出金の減でございます。２目．老人保健推進費につきましては給与改定により16万5000円の追加、３目．予防費も給与改定によりまして３万円の追加、４目．環境衛生費につきましては、クリーンセンター電気料の執行見込みにより275万円の減額、38ページ、５目．上水道費は簡易水道事業会計への繰出金656万4000円の減額でございます。

39ページ。５款．労働費、１項．１目．労働諸費につきましては、財源内訳の変更でございます。

40ページをお開き願います。６款．農林水産業費、１項．農業費、１目．農業委員会費につきましては、給与改定により７万9000円の追加、２目．農業総務費も給与改定により46万5000円の追加、41ページ、３目．農業振興費も給与改定により16万5000円の追加。２項．林業費、42ページ、１目．林業総務費は、事業完了によりまして63万1000円の減額でございます。

43ページ。７款．１項．商工費、１目．商工総務費につきましては、給与改定により40万5000円の追加、２目．商工振興費につきましては5445万9000円の追加で、給与改定、及び44ページ、ふるさと納税の特産品の委託料の増でございます。

45ページ。８款．土木費、１項．土木管理費、１目．土木総務費につきましては、給与改定により４万6000円の追加。２項．道路橋りょう費、１目．道路橋りょう総務費は18万1000円の減額で給与改定と、46ページ、道路愛護の報償費の減、２目．道路維持費は168万3000円の減額で、委託料と工事請負費の執行残でございます。

47ページ。３目．道路新設改良費につきましては、町道仁小前線設計委託の執行残111万円の減額、４目．橋りょう維持費は積算資料作成委託料の執行残７万3000円の減額。３項．河川費、１目．河川総務費は、5149万1000円の減額で、委託料の執行残と、48ページ、マカナイ川・砥の川の護岸工事の入札辞退による減でございます。４項．住宅費、１目．住宅管理費は８万3000円の減額で、給与改定による増と設計委託の執行残でございます。

50ページをお開き願います。10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費につきましては３万円の追加で給与改定と、51ページ下段、外国語指導助手ＡＬＴ帰国時の役務費の減、52ページ、２項．小学校費、１目．学校管理費は給与改定により２万4000円の追加、３項．中学校費、１目．学校管理費は給与改定及び電気使用量の増による45万円の追加。５項．社会教育費、53ページ、１目．社会教育総務費も給与改定により18万円の追加。６項．保健体育費、１目．保健体育総務費も給与改定によりまして８万3000円の追加でございます。

54ページをお開き願います。３目．学校給食費も給与改定によりまして１万円の追加でございます。

56ページをお開き願います。13款．諸支出金、１項．基金費、１目．財政調整基金費につきましては1000円の減額、２目．減債基金費は４万5000円の追加、３目．公共施設等整備基金費は4000円の追加で、いずれも利子の積立てでございます。４目．土地開発基金費につきましては、財源内訳の変更でございます。57ページ以降につきましては補正後の給与費の明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それでは、何点か伺いたいと思います。

まず、歳入の部分で、予算書の12ページ。ふるさと納税寄附金の関係で伺いますが、今回１億4168万7000円を増額補正されておりますけれども、この根拠について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野　崇）只今のふるさと納税に関する質問でございますけれども、関連がございますのでふるさと納税の歳入部分、歳出部分両方についてですね、説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳入についてでございますが、令和５年度につきましては、10月までに既に頂いた寄附額が、２億6347万円でございました。それからですね、今後の歳入の推計ということで、11月から３月までの推計をしたわけなんですけれども、こちらにつきましては、令和２年度から４年度までの実績を平均しまして、そちらで算出された金額が２億2821万8000円でございました。こちらを合計しまして４億9168万8000円ということでございましたので、現行の３億5000万円の予算に対して、予測される令和５年度の歳入が４億9168万8000円であったことで、歳入予算１億4168万8000円を補正したというものでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、こちら同じ考えではございますが、歳出の場合ですね、請求が１か月遅れるものですから、４月から９月までの実績、こちらを計算いたしまして、その後、合計額は１億7088万6186円でございました。それから10月以降の歳出を推計するということで、令和４年度の実績、こちらを加味いたしまして、今回の補正予算歳入の増額、こちらは令和４年度との比較なんですが、令和４年度から５年度に向けてですね、５％上がっているということで、歳出も５％程度上がるだろうということで、こちらが10月から３月までの推計を１億3354万6703円としたところでございます。こちら２つを合計して３億443万2889円となり、現計予算である２億5010万7000円から支出見込みである３億443万3000円を引きましてですね、歳出補正予算額として5432万6000円となったということでございます。非常に計算式が分かりづらいんですけれども、計算の根拠としては、過去の実績等を勘案し、３年間の平均、もしくは令和４年度の実績を採用いたしましてですね、今後の推計に充てたというところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）今、ざっとご説明を頂いて、過去の実績等を勘案して、今回、補正予算を計上したということでございますが、これは10月１日からルールが変わりましてね、それで以前は返礼品、送料等の経費の総額を寄附額の５割以下というルールでございましたけれども、ただその中には、送料以外にも、実際にはポータルサイトこれに支払うお金・手数料もかかっていたということで、この総経費が５割を超えていたんですね。それで、総務省の方では、この10月から返礼品・送料等の経費とポータルサイトの手数料も入れて、総額で５割以内にしなさいということで、新ルールに制度が変わったということでありますけれども、この度の補正、歳入もそうですけれど、歳出についても、それらがどうこれ反映されているのか、従前とどう変わってきたのか、見方が。それを説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野　崇）実際にですね、ルール変更の部分を予算に加味したかというと、実はそうではございません。ただし事業者に対してですね、説明会を実際に行っております。その内容は、これまで返礼

品については３割以下ということで、送料は別ですよということをアナウンスした上で返礼品の額を設定していただいていたんですけれども、10月からの改正に合わせてですね、送料と返礼品の合計額を寄附額の33％以内に抑えていただきたいと。それを事業者間で徹底していただくようですね、指導というか、説明を行いました。それに伴いましてですね、10月１日以降は、それぞれの事業者の方で、返礼品の額を抑える。もしくは寄附額を上げる、そういった対策を打っていただいておりますので、この改正に伴いましてですね、町の方で50％を超えるというような心配はないのかなというふうに担当は考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）内容につきましては理解をしました。

それで、これの関連でお聞きしますが、では10月以前、従来はポータルサイトの料金・手数料も入れて、総額で寄附額の何％ぐらい、実際、実績としては、どのくらいになっていたんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野　崇）正直なところ仁木町の場合、返礼品の金額がですね、翌年に持ち越される。いわゆるサクランボの予約販売というものをやっておりまして、そうなるとそのパーセンテージが必ずしも、寄附額と返礼品の額プラス事務手数料を含めて５割に収まるという可能性はゼロではないということなんですね。ですので、これまでも半年ごとに計算するんですけれども、50％を切っている年、50％を超えている年、そういったものが混在しているのは事実でございます。ただし、今回の改正等の説明会でですね、今言ったように、33％以内に抑えていただきたいということを説明して徹底していただいているものですから、今後については50％を超えることはないというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）分かりました。

それでこれも関連で、参考までお聞きしたいんですが、10月から新ルールになるということで、何か各自治体、駆け込みで寄附がされたということで、かなり自治体でもかなり忙しい目に遭ったというお話も聞いていますけれども、うちの町についてもそのようなことが実際あったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野　崇）議員仰られるとおりですね、駆け込み需要は仁木町でもございました。

約ですね、平年の40％増というような状況でございまして、例えば令和４年度と比較したところですね、令和４年９月の段階で1755万3000円だったものが、今年については7300万円と非常に増えている状況でございます。そういったことで平均して40％程度、例年より増えている。ただし、10月以降、今後はその駆け込み需要によって、既に寄附をしてしまっている方が大勢いらっしゃるので、本来12月に伸びるはずのふるさと納税がですね、今後期待できない可能性もあるということで、その辺は非常に心配しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）分かりました。

いずれにしても、当初３億5000万円を見込んでいたのが、４億9000万円を突破すると、こういう状況の中で、やはり一生懸命頑張っていただいたんだなということは評価したいと思います。また、歳出面で見

ても、基金の積立てが最終的には今段階で１億8390万円を超えるのではないかという部分で、これも評価したいと思います。今後ともぜひ頑張ってほしいと思います。

次にですね、歳出で48ページ。48ページの14節．工事請負費、この中で今回5146万2000円、これは執行残もあるということですけれども、緊急自然災害防止対策事業、これについてちょっと何点かお伺いしたいんですが、先ほど行政報告の中で、指名業者の技術者数等の人材不足ということで、入札が中止になったという経緯を踏まえてお聞きしたいと思うんですけれども、この内容を見ますと、止むを得ない事情だったのかなというふうには感じますけれども、本来は入札中止ということはあってはならないと思います。予算化した分については、消化、それに対する仕事をきちんとするということが前提でございますので、やはりいくらそのやむを得ない事情と言いながらも、入札中止ということはあり得ないというふうに私は考えています。そこで、業者の指名選考に当たって、選考過程、どう検討されたのか。２回指名選考なり入札の執行に対していろいろ選考委員会もされているわけですけれども、もう少し具体的にどうこれを検討されたのか、業者選考に当たって。そのことについてですね、もうちょっと具体的にご説明願います。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺　優）只今のご質問にお答えいたします。

今回の普通河川マカナイ川護岸工事と、普通河川砥の川護岸補修工事については、両方ともＣランク工事で、普通河川マカナイ川護岸工事、１回目の選考した業者は、余市町・仁木町の業者Ｂランク１者、Ｃランク４者の計５者を選考し、２回目については技術者の配置及び積みブロック施工業者の人員不足等の理由で入札中止となった経過を踏まえまして、再度入札が中止とならないよう、直近の積みブロック工事の実績があって、配置技術者数が多い業者、小樽市・余市町のＡランク４者、Ｂランク１者の計５者、普通河川砥の川護岸補修工事についても同業者の５者を選考してございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）この工事自体がＣランクの工事だということで、なかなかこう１回目は、辞退者が多かったということで、再度２回目は、小樽市・余市町のＡランクの業者４者、Ｂランク１者の合わせて５者で選考し、指名案内をしたということでありますけれども、ＡランクあるいはＢランクの業者が本当に技術者がいない、人材不足ということは、本当にこう危機的な状況だと思うんですね。今後も、こういうこともあると思いますけれども、本当に今、どこの業種・業界でも人材不足は深刻な問題でありまして、現地の状況については先ほどの報告では、「昨年の調査時から護岸等の浸食が進んでいない」という状況なんだということでありますけれども、この当該事業については、災害の発生を未然に防止することが目的ということでありますので、事業の性格上、入札を中止するということは、河川を管理する上で、要するに災害発生等のリスクが伴うのではないかということで、緊急自然災害防止対策事業として、計画し予算化されたものでありますので、この事業が要するに今年は中止になったということで、町はこれをどう受け止めているのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺　優）只今のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、緊急自然災害防止対策事業については、災害の予防・拡大防止を目的として、地方単独で実施する防災インフラの整備事業で、町内の河川で改修が必要と考えた河川を抽出し、事業に取り組んだところでございます。町としても河川を改修する上で事業計画を立てており、今回の入札中止の件

は、近年の人材不足による技術者及び積みブロック施工業者の人員調査不足により入札が中止となったことが原因であると考えており、深く反省してございます。

今後については、逐次、パトロール等を強化しながら、予防・拡大防止に努めた河川維持管理を行い、今回の件を教訓に計画どおりに事業が実施できるよう、事前に情報収集などを徹底し、取り組んでいきたいと考えてございます。以上です。

〇議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）今、ご説明があった訳でありますけれど、実はこれ、おそらく施工箇所の背後地、要するに隣接地は、畑だとかおそらく田んぼですとか、銀山であればそういうような現況地目かと思うんですが、実際現地の現況地目、施工箇所に隣接する隣接地目、現況地目についてご説明願います。

〇議長（横関一雄）渡辺建設課長。

〇建設課長（渡辺　優）只今のご質問にお答えいたします。

普通河川マカナイ川につきましては、現況地目は、田・畑・原野、普通河川砥の川については、現況地目が畑となってございます。以上でございます。

〇議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）やはりそういう状況を鑑みてですね、おそらく今年度工事を実施するのに当たって、関係者とは事前に打合せをしているかと思うんですけれども、その辺の状況と、それからこれ工事が中止になりますので、その要するに関係者のことを考えますと、せっかく期待していたものが、できなくなったということで、これ非常に重大かと思うんですね。その辺の対応についてですね。どう対応されるのかお聞きしたいと思います。

〇議長（横関一雄）渡辺建設課長。

〇建設課長（渡辺　優）只今のご質問にお答えいたします。

河川と隣接する土地所有者とは事前に調整を行い、発注を行ったところでございます。今回、工事中止によりということで、各工事にかかる地権者にはですね、今年度工事が入れないことについて理由を説明し、ご理解を頂いているところでございます。今後につきましても、地権者とは密に連絡等をとりながら、次年度以降、再度状況等も確認しながら、工事発注に向け進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

〇議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

〇４番（佐藤秀教）しっかりこれは対応してくれないと、町の責任、あるいは信頼にも関わる大きなこれ事態だと思います。これはやはり真剣に受け止めなければならないと思いますね。要するに、そういうリスク、災害等のリスクが予測されるということでの事前の予防ですから、これは非常に大事な工事だと思います。それで、この河川工事の場合はどうしてもやはり渇水期、これは北海道であれば、だいたい11月から、翌年３月、４月以降は今度融雪になりますので、また川が増水するということで、どうしてもこれ渇水期に行うのが１番ベターかと思いますけれども、今年中止になったという経緯を考慮して、次年度以降の発注に向けて、現在施工内容、工法も含めてですね、見直しているようですけれども、具体的にどのような見直しを行っているのか伺いたいと思います。

〇議長（横関一雄）渡辺建設課長。

〇建設課長（渡辺　優）只今のご質問にお答えいたします。

当初計画していた護岸工事の内容等は積みブロックの工法を採用した工事でございます。今後は大型ブロック工法での施工で考えており、大型ブロック工法はですね、積みブロック工法と違い、一つひとつのブロックを人の手で積む作業ではなく、長さがだいたい１ｍから高さ50㎝ぐらいの１ブロックをですね、機械型クレーン車によって積み上げげて行う工法でございまして、なるべく人の手がかからない工法と、河川の渇水時期を考慮した発注時期の見直しについてもですね、今現在考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）ぜひ、来年は入札が中止することなく、しっかり取り組んでほしいと思うんですが、先ほども言いましたように、近年どの業界でも人材不足が深刻な問題になっています。その背景には、少子高齢化、あるいは転職の増加、これもあるんですね。様々な要因があって、特に建設業界、あるいはその介護・医療現場など、特に人材不足が顕著に表れていると。それで、企業にとっても人材確保が急務になっているという状況でございます。こんな状況下でありますので、今後事前に情報を把握するというお話もありましたけれども、入札を中止することなく円滑に執行できるよう、やはりきっちりと対策を講じる必要があると思うんですね。今後の町の対応について、それについて伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺　優）只今のご質問にお答えいたします。

近年の技術者や施工業者の人材不足についてはですね、仁木町だけではなく、全国的な問題となってございます。今回の技術者や施工業者の人材不足の確認不足により、入札辞退に至ったということは、町としても、人材不足による認識も浅く反省すべき点でございます。今後については、引き続き人材不足による影響があると思いますので、各種工事内容に対しても、人手不足により影響を受けない工法選定や、発注時期に対しても、渇水期の時期で余裕のある工期設定を考え、工事発注情報等も広く公表することで、技術者の配置要員の確保が考えられることなど、他の自治体の工事発注状況も参考にしながら、対策などを講じていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今回の件に関して、議員の皆さま方に、いろいろ慎重なるご審議をいただいて、予算を可決していただいたにも関わらずですね、こうやって入札を執行できなかったという部分では町としても、本当に申し訳なく思っている次第でございます。様々な要因があるにせよですね、まず行政サイドとしては、今回の対応をですね、見通しが甘かったという部分は否めなかったと思います。人材不足というのは今に始まったことではなく、そういった部分が最初から把握できたのであれば、対応策等もですね、きちんと備えを作っていくことも今後行政として課せられる部分でありますし、もし万が一有事が発生した場合、こういった工事ができなかったということで、その対応策もですね、合わせて考えていかなければならないというふうに我々も思っていますので、今後においてもですね、こういった入札に関して、人員を確保する部分の予算というのは、なかなか他の分野、事業でもですね、なかなか確保できなくて、予算が付けられなかった部分もありますけれども、そういった部分も含めてですね、それに代わる対応策もあわせて考えていかなければならないというふうに思っている次第でございますので、今回の件に関してはですね、町としても本当に議員の皆さまに申し訳なく、謝罪をさせていただきたいと思っている次第でございます。申し訳ございませんでした。

〇議長（横関一雄）他にございませんか。５番・野崎議員。
〇５番（野崎明廣）22ページですけれども、５目. 企画費の移住支援金ということで、160万円という数字、これに対してちょっと内容的なものをお伺いしたいと思います。
〇議長（横関一雄）新見企画課長。
〇企画課長（新見　信）こちらの移住支援金事業に関しましては、町で制定しております移住支援金の交付事業の要綱、並びに北海道が制定しています、こちらは、北海道のＵＩＪターン新規就業支援実施要綱によりまして、北海道と一緒に共同で行っている事業でありまして、移住支援・東京圏内から、こちら仁木町に移住される方に対してですね、世帯移住で100万円、単身の移住であれば60万円、18歳未満のお子様がいる場合につきましては１人につき30万円ということで、この160万円につきましては、世帯移住の100万円とお子様の30万円かけるお２人分ということでですね、今年度予算措置をさせていただきました。こちらの予算措置させていただきました160万円のうち、北海道と共同で事業を実施しておりますことから、北海道の方で４分の３、町としては４分の１の持ち出しという形の事業でございましたけれども、今回の減額につきましては、北海道の方の予算が上限に達しまして、申請の受付を中止されたということで、本町におきましては、これまで、今日まで今年度の申請について、問い合わせ等はない状況でございました。そういうこともございまして、申請の受付が停止されたということから、今年度歳出の方で160万円、そして歳入の方では４分の３である120万円を減額ということで計上させていただいたものでございます。
〇議長（横関一雄）５番・野崎議員。
〇５番（野崎明廣）内容的に理解をしたところです。
　首都圏からの定住という内容ですので、北海道がもう満度という形の中で、町としてはこれ以上受けていけないという状況だと判断しますけれども、その辺お伺いしたいと思います。
〇議長（横関一雄）新見企画課長。
〇企画課長（新見　信）こちらの事業については、町の方と北海道の方の共同の事業ということで行わせていただいていることもございます。町の方で、例えば今回、単独で補助を実施したという場合になりますと、160万円単費の中で支援をするという形になりますけれども、こちらの要綱はですね、転入してから１年以内ということもございますので、次年度のことはちょっと何とも申し上げられないところがございますけれども、今現在、お問い合わせもないということもございますので、今後、もし相談があった場合については北海道の方でも要綱があるということであれば、そういうことでお話をさせていただくことになろうかと思いますけれども、今の段階ではちょっとまだ確定した段階ではございませんので、何とも申し上げることはできませんけれども、そういう状況でございます。
〇議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。
〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕
〇議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はありませんか。
〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕
〇議長（横関一雄）これで、質疑を終わります。
　これから、討論を行います。討論はありませんか。
〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕
〇議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第５号『令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第５号『令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号)』は、原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第６号

令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第６号『令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第６号でございます。令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)。令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億9767万8000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第６号、令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款．財産収入から６款．諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額24万4000円を追加し、補正後の合計を１億9767万8000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費と５款．基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額24万4000円を追加し、補正後の合計を１億9767万8000円とするものでございます。

３ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳につきましては、その他が1000円の増、一般財源が24万3000円の増となっております。

５ページをお開き願います。歳入でございます。３款．財産収入、１項．財産運用収入、１目．利子及び配当金につきましては、預金利子1000円の追加でございます。

６ページをお開き願います。４款．繰入金、１項．一般会計繰入金、１目．保険基盤安定繰入金につきましては68万5000円の減額、２目．一般会計繰入金は347万3000円の減額、３目．未就学児均等割保険料繰入

金は9000円の減額で、いずれも繰入金の確定によるものでございます。２項．基金繰入金、１目．財政調整基金繰入金は、後志広域連合の返還金に伴い453万7000円の減額でございます。

７ページ。６款．諸収入、３項．１目．雑入につきましては、令和４年度の後志広域連合返還金894万7000円の追加でございます。

９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては42万6000円の追加で、給与改定による報酬等の増と、10ページ下段、負担金補助及び交付金につきましては、国保システム改修による増でございます。２目．広域連合負担金は、国保システム改修に関わる後志広域連合の調整交付金の増などによりまして、18万4000円の減額でございます。

11ページ。５款．１項．１目．基金積立金につきましては、財政調整基金の利子2000円の追加でございます。13ページ以降につきましては補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第６号『令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第６号『令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)』は、原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第７号
令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)』

○議長（横関一雄）日程第15、議案第７号『令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第７号でございます。令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)。令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ556万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億3661万円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第２条、地方債の変更は、第２表　地方債補正による。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜ります

ようよろしくお願い申し上げます。

〇議長（横関一雄）和田財政課長。

〇財政課長（和田秀文）議案第７号、令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。２款．繰入金から５款．町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額556万8000円を減額し、補正後の合計を２億3661万円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額556万8000円を減額し、補正後の合計を２億3661万円とするものでございます。

３ページ。地方債補正、変更でございます。地方公営企業法適用事業につきましては、公営企業法開始に伴う支援業務委託料の確定によりまして、限度額を1200万円に減額するものでございます。

５ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．使用料及び手数料から５款．町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

６ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から３款．予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳につきましては、地方債が20万円の減、一般財源が536万8000円の減となっております。

７ページをお開き願います。歳入でございます。２款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては、繰入額の確定に伴い656万4000円の減額でございます。

８ページをお開き願います。４款．諸収入、１項．延滞加算金及び過料、２目．加算金につきましては、額確定によりまして、目を新設し、消費税の還付加算金2000円の追加。３項．１目．雑入につきましても、額確定によりまして、消費税還付金119万4000円の追加でございます。

９ページ、５款．１項．１目．町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては４万2000円の減額で、給与改定及び執行残による減。13ページ、委託料及び負担金補助及び交付金につきましては、額確定による減となっております。２目．維持管理費につきましては552万6000円の減額で、電気料の執行見込みによる減と、事業費確定による委託料の減。14ページ、水道メーターの工事完了によりまして、工事請負費の減でございます。15ページ以降につきましては補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

〇議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

〇議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

〇議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第７号『令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)』を採決します。

　お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第７号『令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)』は、原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第８号

令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)』

○議長（横関一雄）日程第16、議案第８号『令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)』を議題とします。

　本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第８号、令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)。令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7597万9000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

　詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第８号、令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

　１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款．繰入金を34万7000円追加し、補正後の合計を7597万9000円とするものでございます。

　２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費を34万7000円追加し、補正後の合計を7597万9000円とするものでございます。

　３ページ。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から５款．諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

　４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、一般財源が34万7000円の増となっております。

　５ページをお開き願います。歳入でございます。３款．繰入金、１項．一般会計繰入金、１目．事務費繰入金につきましては、給与改定に伴い34万7000円の追加でございます。

　７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、給与改定に伴い報酬等34万7000円の追加でございます。９ページ以降につきましては補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第８号『令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第８号『令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)』は、原案のとおり可決されました。

日程第17　議案第９号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第９号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第９号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第８号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、河井福祉課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井　健）議案第９号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

今回の改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和５年５月19日に公布され、その一部について、令和６年１月１日から施行されることに伴い、仁木町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、当該法律の一部改正に伴う地方税法の一部改正により、子育て世帯の負担軽減等の観点から、出産する予定、又は出産した国民健康保険被保険者の産前・産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額する内容となってございます。なお本件につきましては、11月27日開催の令和５年度第２回国民健康保険税審議会において諮問し、適当と認める答申を頂いていることを申し添えます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表により説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正後となってございます。第23条に第３項を追加いたします。産前・産後期間相当分の所得割額と均等割額の減額に係る条項となっており、均等割額につきましては、同条第１項で規定する７割、５割、及び２割の低所得者軽減に該当する場合は、低所得者軽減後の均等割額から減額することといたします。第３項１号につきましては、出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額の算出内容でございます。国保税減額の対象となる月数、産前・産後期間につきましては、子どもが１人、単胎妊娠の場合につき

ましては、出産予定月又は出産月の前の月から出産予定月、又は出産月の翌々月まで、つまり４か月相当分が軽減されることになります。子どもが２人以上の多胎妊娠の場合につきましては、出産予定月又は出産月の３か月前から出産予定月、又は出産月の翌々月までの６か月相当分が軽減されることになります。第２号につきましては、同じく基礎課税額の均等割額に係る算出内容となってございます。第３号及び第４号につきましては、それぞれ後期高齢者支援金等課税額の所得割額、均等割額に係る算出内容でございます。

　次のページをお開き願います。第５号及び第６号につきましては、それぞれ介護納付金課税額の所得割額、均等割額に係る算出内容となってございます。

　次に、第24条の３を追加いたします。出産被保険者に係る届出に関する規定でございます。第１項では届出の記載事項、第２項では届書に必要な添付書類を規定してございます。第３項届出の時期につきましては、出産予定日の６月前から行うことを可能とする規定でございます。第４項につきましては、書類において明らかにすべき事項を町長が確認することができる場合は届出を省略させることができる旨の規定となってございます。改正附則といたしまして、この条例は令和６年１月１日から施行するものでございます。適用区分につきましては、改正後の当該条例の規定について、令和５年度分の国民健康保険税のうち、令和６年１月以降の期間に係るもの及び令和６年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち、令和５年12月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてございます。以上で議案第９号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、議案第９号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

　お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、議案第９号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第10号

仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第19　議案第11号

仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について』、

及び、日程第19、議案第11号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』以上２件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案２件につきまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案第10号、仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

次に、議案第11号のページをお開き願います。議案第11号、仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について。仁木町監査委員条例（平成３年仁木町条例第７号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

以上議案２件の一括提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましてはそれぞれの担当課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺　優）議案第10号、仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、今回の条例制定に至った背景といたしましては、平成31年１月に総務省から公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが通知され、本町をはじめ人口３万人未満の簡易水道事業においても、令和６年４月１日から地方公営企業法の財務規定等を適用した公営企業会計へ移行するように要請がありました。近年、簡易水道事業については、施設の老朽化、人口減少等による料金収入の減少等で、経営環境が厳しくなっており、公営企業として継続的に経営を行っていくため、経営成績や財政状況のより的確な把握が可能となる公営企業会計の適用が求められていることから、地方公営企業法を適用とした公営企業会計の適用に伴い、仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例を制定するものでございます。

それでは、条例案についてご説明申し上げます。第１条では、生活用水その他の上水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置することについて、定めているものでございます。第２条では、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定により、簡易水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を令和６年４月１日から適用することについて定めております。第３条では、経営の基本を定めており、第１項第２号、給水区域、第３号では、給水人口、第４号では、１日最大給水量、第５号では、簡易水道事業の主たる事務所は仁木町役場内に置くことについて定めております。第４条では、重要な資産の取得及び処分であり、予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分の予定価格、及び内容等について定めております。第５条では、会計事務の処理であり、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち、会計管理者に行わせる権限について、第１項第１号及び第２号により定めております。第６条では、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等であり、簡易水道事業の業務に関し地方公営企業法の規定により条例で定める負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又は目的物の価格、損害賠償の額の決定で、当該決定に関わる金額について定めております。

次のページをお開き願います。第７条では、業務状況説明書類の作成で、毎事業年度の各期限までに、業務説明書類作成及び内容等について、第１項及び第２項第１号から第３号まで、第３項では、業務説明書類を作成することができなかった場合において、町長はできるだけ速やかにこれを作成しなければなら

ないことを定めております。附則として施行期日、この条例は令和６年４月１日から施行する。仁木町簡易水道設置条例及び仁木町簡易水道事業特別会計条例の廃止、次に掲げる条例は廃止する。(1) 仁木町簡易水道設置条例（昭和42年仁木町条例第１号)、(2) 仁木町簡易水道事業特別会計条例（昭和42年仁木町条例第10号)、別表第３条関係は給水区域を定めているものでございます。以上で説明を終わります。

〇議長（横関一雄）鹿内総務課長。

〇総務課長（鹿内力三）議案第11号、仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

議案第10号により、仁木町簡易水道事業が地方公営企業法の適用となることに伴い、仁木町監査委員条例について所要の改正を行うものです。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第５条、現金出納の検査及び公金収納の監査は、地方公営企業法では毎月末日の経理状況を翌月20日までに当該地方自治体の長に提出しなければならないこととなっていることを踏まえ、他団体の例のとおり、検査は月１回行うものとする改正でございます。同条第２項は、指定金融機関の事務に関する監査、第６条は決算等の審査、第７条は請求又は要求による監査で、それぞれに地方公営企業法の規定を加える改正でございます。附則は、この条例は令和６年４月１日から施行するものというものです。以上で議案第11号についての説明を終わります。

〇議長（横関一雄）一括議題２件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

〇議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第10号『仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

〇議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

〇議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

〇議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第20　諮問第１号

人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（横関一雄）日程第20、諮問第１号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第３条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員　加藤美佐子は、令和６年３月31日にその任期を満了するので、同法第６条第３項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。令和５年12月21日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江２丁目978番地、加藤美佐子、昭和22年８月５日生まれでございます。

只今議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護委員を務められております、加藤美佐子氏が、令和６年３月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、同人を再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。加藤美佐子氏は昭和22年８月５日、伊達市生まれで、満76歳でございます。住所は仁木町大江２丁目978番地で、昭和46年３月に北海道教育大学函館分校をご卒業しております。昭和46年４月から京極町立北丘小学校を初めとして、喜茂別町立喜茂別小学校、寿都町立美谷小学校、仁木町立大江小学校、倶知安町立倶知安小学校で教諭として勤務、平成８年４月から京極町立南京極小学校、倶知安町立東小学校で教頭として勤務した後、平成12年４月からは黒松内町立黒松内小学校、喜茂別町立喜茂別小学校で校長として勤務され、平成20年３月に定年退職をされております。教員としては37年間勤務されております。定年後は、仁木町大江に住居を構え、平成20年４月から若鮎太鼓郷土芸能保存会事務局、平成20年11月から仁木町社会教育委員、平成26年11月から仁木町社会教育委員長、平成21年11月から平成27年３月まで仁木みらい塾事務局、平成21年５月から平成25年３月まで大江老人クラブ桃の会事務局、平成25年４月から平成26年３月まで大江老人クラブ桃の会会長等を歴任し、平成24年１月から現在まで人権擁護委員を４期務められております。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格識見や中立・公正さを兼ね備えていることのほか、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私といたしましては、再度、加藤美佐子氏を推薦いたしたく、議会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休　憩　　午後　４時０４分

再　開　　午後　４時１２分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は９名です。

　これから、諮問第１号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、諮問第１号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

　この採決は起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方はご起立願います。

〔　場内、全員起立　〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

　したがって、諮問第１号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

日程第21　意見案第９号

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

○議長（横関一雄）日程第21、意見案第９号『食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書』を議題とします。

　本件について、提出議員の説明を求めます。７番・上村議員。

○７番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

　別冊議案書の18ページです。意見案第９号、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和５年12月21日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

　上村議員、自席へお戻りください。

　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、意見案第９号『食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書』を採決します。

　お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、意見案第９号『食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第22　決議案第１号

パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議

○議長（横関一雄）日程第22、決議案第１号『パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議』を議題とします。

　本件について、提出議員の説明を求めます。７番・上村議員。

○７番（上村智恵子）提出決議について説明いたします。

　別冊議案書の20ページです。決議案第１号、パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議。上記決議案を別紙のとおり提出する。令和５年12月21日提出。提出者は私、上村智恵子ほか議員７名でございます。決議内容につきましては、21ページに記載のとおりです。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

　上村議員、自席へお戻りください。

　これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔　「ありません」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

　これから、決議案第１号『パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議』を採決します。

　お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

　したがって、決議案第１号『パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議』は、原案のとおり可決されました。

日程第23　委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第23『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

　木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

　お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24　委員会の閉会中の所管事務調査

〇議長（横関一雄）日程第24『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

〇議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　４時２０分

再　開　　午後　４時２０分

〇議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

〇町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和５年第４回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして議員の皆さまから賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、今年１年を振り返りますと、記録的な猛暑、物価高騰と大変厳しい日常を過ごす年となりました。そして地方自治体はこれから更に厳しい局面に立たされるのではないかと感じております。ここ数年は長引くコロナの影響や、国際情勢・社会経済情勢の影響を受け、実生活に支障を来している部分もありますけれども、それ以前から社会問題と向き合い、加速化する人口減少・少子高齢化という課題を克服するべく、様々な対策を講じてきたところであります。しかし事態が好転するどころか、なかなか思うような結果につながっていないというのが全国地方自治体の実態であります。ただそのような状況の中にあっても結果を残している自治体もあります。自治体間に大きな格差が生じてきております。特に全般的に、各自治体は慢性的な人手不足に悩まされており、幅広い分野において、労働市場の需要と供給のアンバランスが生じております。先日、倶知安町にある福祉事業所がいくつか閉鎖になるとの報道がありましたように、倶知安・ニセコエリアは賃金高騰のあおりを受けて人材確保に苦しんでおります。華やかな一面の裏側には裾野に関わる業種の人手不足が大きな悩みとなっております。また、今月の頭には農家の減少に歯止めがかからないとの記事が北海道新聞にも掲載されておりましたが、全国で2003年に農家戸数が220万戸あったのに対し、2023年には半分以下の93万戸になってしまいました。将来、現在よりも更に少ない農業経営で国内の食料供給を担うことができるのか、私たちは今１度現実と向き合い、課題解決に向けて対策を講

じていく必要があります。昨年、日本の出生数が統計開始以来、初めて80万人を割り込んだ事実を我々はどのように受け止め、今後の地域を守り、産業を振興させていくことができるのか。本町も未来を見据え、経済発展と社会課題解決の両立を来年以降も取組を進めてまいる所存であります。

最後になりますが、年の瀬を迎え、厳しい寒さが続くことが予測されますので、くれぐれもご自愛くださいますようご祈念申し上げますとともに、今年１年間議員各位のご理解、ご協力を賜りましたことに感謝申し上げまして、本定例会閉会にあたってのお礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第６条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和５年第４回仁木町議会定例会を閉会いたします。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉　会　　午後　４時２４分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和５年第４回仁木町議会定例会議決結果表

会　期　　令和５年１２月２１日～１２月２１日（１日間）

（ 開会 ～ 午前９時３０分 ／ 閉会 ～ 午後４時２４分 ）

議案番号	議件名	議決年月日	議決結果
報告第１号	令和４年度各会計決算特別委員会審査報告書		
	付託議案第１号 令和４年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R５.12.21	認　定
	付託議案第２号 令和４年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R５.12.21	認　定
	付託議案第３号 令和４年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R５.12.21	認　定
	付託議案第４号 令和４年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R５.12.21	認　定
報告第２号	陳情審査報告書	R５.12.21	不採択
議案第１号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R５.12.21	原案可決
議案第２号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R５.12.21	原案可決
議案第３号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	R５.12.21	原案可決
議案第４号	仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R５.12.21	原案可決
議案第５号	令和５年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第５号）	R５.12.21	原案可決
議案第６号	令和５年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	R５.12.21	原案可決
議案第７号	令和５年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）	R５.12.21	原案可決
議案第８号	令和５年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	R５.12.21	原案可決
議案第９号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R５.12.21	原案可決
議案第10号	仁木町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について	R５.12.21	原案可決
議案第11号	仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について	R５.12.21	原案可決
諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について	R５.12.21	適任答申
意見案第９号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書	R５.12.21	原案可決
決議案第１号	パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議	R５.12.21	原案可決